

平成26年版

海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

内閣官房 総合海洋政策本部事務局

目次

第1部 海洋のこの1年.....	1
第2部 海洋に関して講じた施策.....	18
1 海洋資源の開発及び利用の推進.....	18
2 海洋環境の保全等.....	21
3 排他的経済水域等の開発等の推進.....	26
4 海上輸送の確保.....	28
5 海洋の安全の確保.....	31
6 海洋調査の推進.....	37
7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等.....	40
8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化.....	44
9 沿岸域の総合的管理.....	47
10 離島の保全等.....	51
11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進.....	54
12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成.....	60
参考資料.....	65

第1部 海洋のこの1年

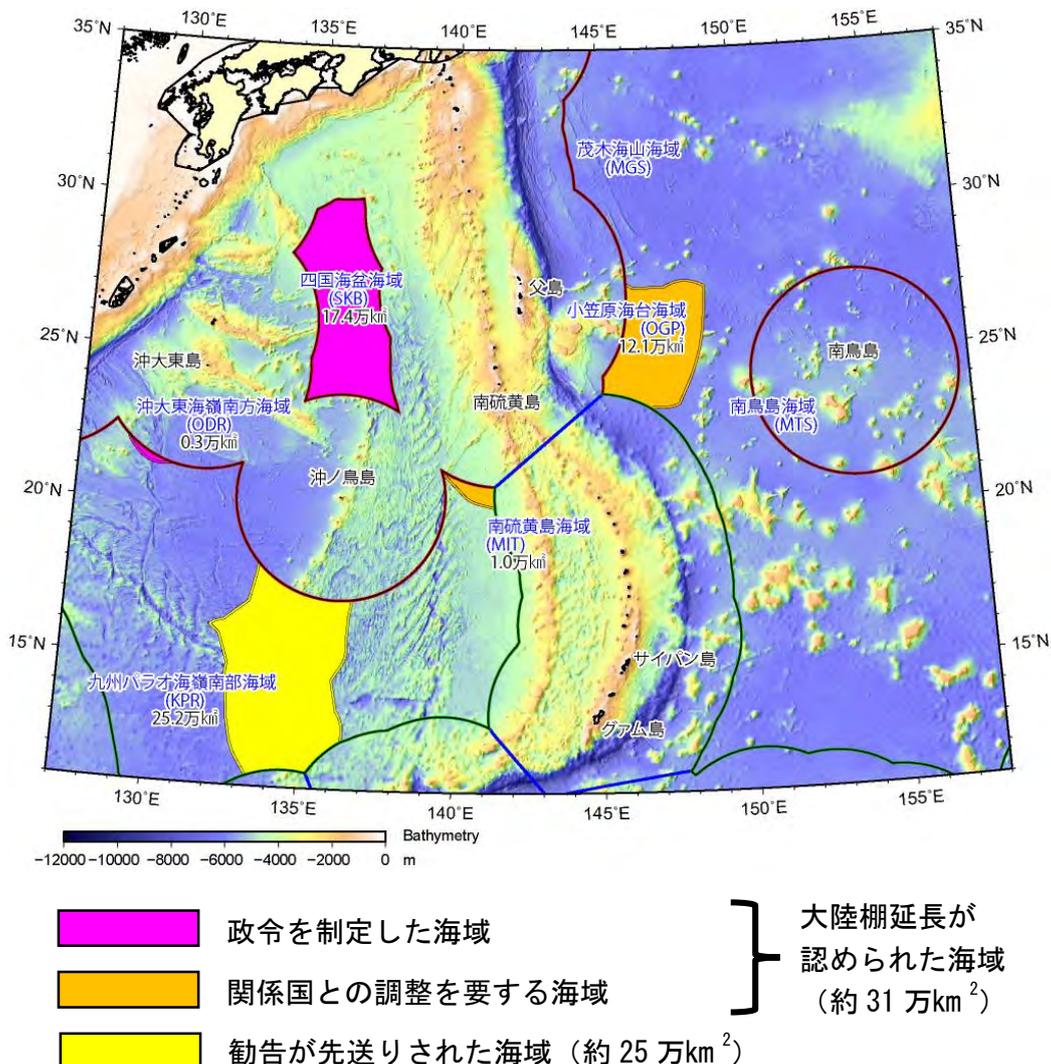
平成25年度以降、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

- (1) 大陸棚延長の進捗状況について
- (2) アジア太平洋地域における国際連携（APEC 海洋関連大臣会合について）
- (3) 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの選定について
- (4) SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）次世代海洋資源調査技術について
- (5) 安倍総理のブラジル訪問に係る日伯戦略的グローバルパートナーシップ構築に関する共同声明
- (6) 南海トラフ地震に係る地震防災対策について
- (7) 慶良間諸島国立公園の指定
- (8) 海洋による二酸化炭素吸収量（全球）の推定について
- (9) 西之島新島について

(1) 大陸棚延長の進捗状況について

我が国は、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に基づき、沖ノ鳥島北方の四国海盆海域（約 17.4 万平方キロメートル）及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域（約 0.3 万平方キロメートル）を我が国の領海基線から 200 海里を越える大陸棚（いわゆる延長大陸棚）の範囲として定める政令（「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令」）を平成 26 年 9 月 9 日に閣議決定し、同年 10 月 1 日から施行しました。

国連海洋法条約では、同条約の下に設置された大陸棚限界委員会からの勧告に基づき、沿岸国が設定した延長大陸棚は最終的なものとし、かつ、拘束力を有するとされています。今回の政令制定は、我が国として初めて、平成 24 年 4 月の大陸棚限界委員会からの勧告に基づき、我が国の延長大陸棚の範囲として 2 つの海域を設定するものであり、これらの延長大陸棚は国連海洋法条約に基づき、我が国が天然資源の開発等のための主権的権利を行使する区域となりました。



我が国の大陸棚の延長に関する取組は、昭和 57 年の国連海洋法条約の署名直後に始まります。国連海洋法条約は、領海基線から 200 海里までの区域（領海を除く。）の海底及びその下を大陸棚と規定するとともに、同条約が定める一定の条件（地形・地質的条件等）の下で沿岸国は延長大陸棚を設定できるとしています。このため、海底の地形及び地質について調査する必要があったことから、今般の政令施行日の 31 年前にあたる昭和 58 年 10 月 1 日に海上保安庁が大陸棚調査室を設置し、大型測量船「拓洋」を就航させ、同庁が実施している水路測量の一環として、大陸棚調査を開始しました。

国連海洋法条約発効（平成 6 年）後の平成 9 年には同条約に基づき設置された大陸棚限界委員会が活動を開始し、同委員会は大陸棚延長の審査基準である科学的技術的ガイドラインを平成 11 年に制定、平成 11 年以前に同条約が発効した国については、平成 21 年が大陸棚延長申請の期限となり、我が国も平成 21 年までに資料を収集し申請する必要に迫られました。

このため、平成 14 年には「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」を設置、平成 15 年には内閣官房大陸棚調査対策室を設置し、政府一体となった調査体制を整え、海上保安庁、文部科学省及び経済産業省の 3 省庁により、平成 20 年まで調査を集中的に実施（平成 15 年度補正予算から平成 20 年度までで総額 522 億円）し、申請期限前の平成 20 年 11 月に大陸棚限界委員会に申請しました。

大陸棚限界委員会による審査は約 3 年を要し、同委員会は、平成 24 年 4 月に、4 海域における一定の延長（計約 31 万平方キロメートル）を認める勧告を採択しました。一方、九州・パラオ海嶺南部海域（約 25 万平方キロメートル）については勧告を先送りしました。平成 26 年 7 月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定し、

- ①四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域については、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
- ②小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国との間における必要な調整に着手し、当該調整を終了後、法第 2 条第 2 号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
- ③九州・パラオ海嶺南部海域については、大陸棚限界委員会により早期に勧告が行われるよう努力を継続する。

としました。

我が国は、上述のとおり、取組方針①に従い、2 海域について政令を閣議決定し施行しました。

今後は、取組方針②に従い、関係国との調整を終了後、速やかに 2 海域について政令の制定を行うほか、取組方針③に従い、大陸棚限界委員会により早期に勧告が行われるよう引き続き努力します。

(2) アジア太平洋地域における国際連携（APEC海洋関連大臣会合について）

1 第4回大臣会合の開催

平成26年8月、中国廈門（アモイ）市にて、第4回APEC海洋関連大臣会合が開催されました。本年のAPEC中国年の一環として、海洋関連大臣会合は、「アジア太平洋の海洋協力を通じた新たなパートナーシップに向けて」とのテーマの下に開催され、我が国からは山本一太前海洋政策担当大臣が出席し、荣誉ある最初の基調講演者として、日本の海洋政策に関する取組を中心に講演しました。



図1：閣僚等の記念撮影の様子
左から三番目が山本前大臣

2 基調講演依頼の背景

日本の海洋政策担当大臣に対する議長国中国からの基調講演依頼は、APECの海洋分野における日本の主導的役割に対する高い評価の証左と考えられます。平成25年4月に閣議決定された（第2次）海洋基本計画は、「国際協調と国際社会への貢献」を打ち出し、「海洋を通じて我が国と関係するアジア太平洋を始めとする諸国との様々なレベルでの国際的な連携を強化する。（中略）海洋秩序の確立を目指すべきとの理念の国際社会での共有に向けて主導的役割を発揮し、世界の発展や平和に大きく寄与する。」と掲げています。この理念の下、内閣官房総合海洋政策本部事務局を含む関係省庁が積極的に対応し、関係国との関係構築に努めています。

3 基調講演の概要

山本前海洋政策担当大臣は今次会合における主要テーマの内、「海洋生態系保全と災害強靱性」について講演し、海洋政策の効果的な国際協力を進める日本の貢献を強調した上で、全参加国・地域が海に面し、世界水産物消費量の約7～9割を占めるAPECにおける海洋の重要性を踏まえ、グローバルな課題である「気候変動が及ぼす海洋への影響」に焦点を当てた日本の国際的な取組を説明しました。



図2：基調講演中の山本前大臣

(3) 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの選定について

「実証フィールド」とは、今後の実用化が期待される潮流や波力などの海洋エネルギーによる発電の実証実験を実施できる海域です。

総合海洋政策本部事務局は、「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」（平成24年5月25日総合海洋政策本部決定）に基づき、「実証フィールド」を募集したところ、平成26年2月末までに7県11海域の提案がありました。

これらの海域について、有識者の意見を聴きつつ、実証フィールドの要件への適合状況を審査した結果、平成26年7月15日に以下のとおり実証フィールドを選定しました。

都道府県	海域	エネルギーの種類
新潟県	粟島浦村沖	海流（潮流）、波力、浮体式洋上風力
佐賀県	唐津市 加部島沖	潮流、浮体式洋上風力
長崎県	五島市 久賀島沖	潮流
	五島市 柗島沖	浮体式洋上風力
	西海市 江島・平島沖	潮流
沖縄県	久米島町	海洋温度差

表1：実証フィールドに選定された6海域

以下の5海域は、要件の1つである利用の見込みが不確定でしたが、気象・海象条件、関係者との調整等に関する要件には十分に適合すると認められたため、利用者（発電の実証実験をする者）による利用見込みが確認された時点で実証フィールドに選定することとしました。

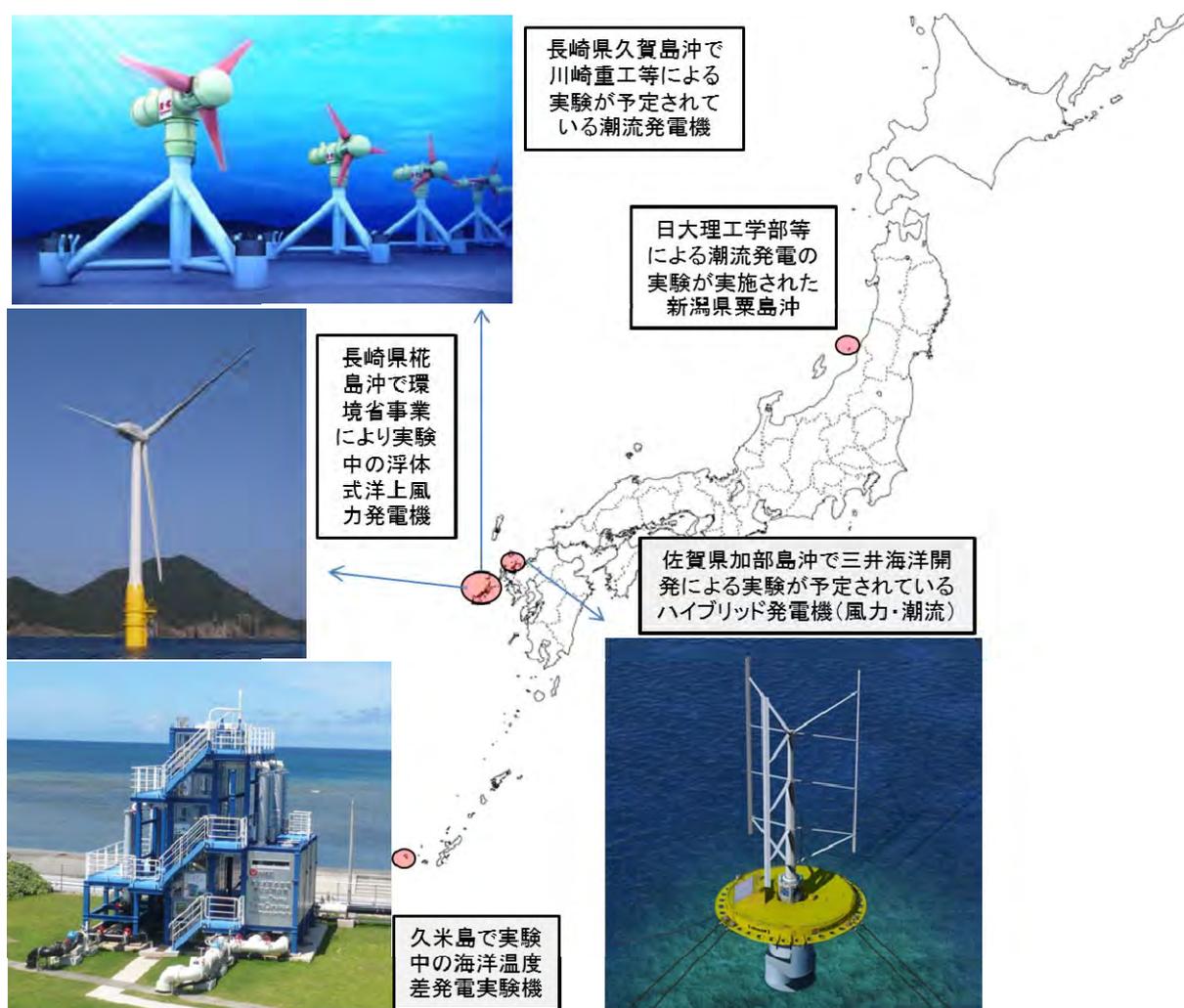
都道府県	海域	エネルギーの種類
岩手県	釜石市沖	波力、浮体式洋上風力
和歌山県	串本町 潮岬沖	海流
鹿児島県	長島町 長島海峡	潮流
	十島村 口之島・中之島周辺	海流
沖縄県	石垣島沖	波力

表2：要件への適合を確認次第、実証フィールドに選定することとする5海域

実証フィールドに選定された6海域のうち、長崎県五島市柗島沖では浮体式洋上風力発電の実証実験が、沖縄県久米島町では海洋温度差発電の実証実験が既に行われています。

また、新潟県粟島浦村沖では、平成 26 年 10 月 30～31 日に、新潟県と県内の民間企業で構成する「新潟県海洋エネルギー研究会」が日本大学理工学部と共同で、潮流発電の実証実験を行いました。

引き続き、開発コストの大幅な低減、ベンチャー企業も含めた民間の参入意欲の向上、我が国海洋産業の国際競争力強化のため、また、関連産業の集積による地域経済活性化に貢献するため、地方公共団体とも連携して実証フィールドの整備に取り組めます。



図：主な海洋再生可能エネルギー実証フィールドの実証実験機

(4) SIP (戦略的イノベーション創造プログラム) 次世代海洋資源調査技術について

我が国は国土面積の12倍を超える管轄海域を有しており、これまでの調査で、当該海域における鉱物資源の存在が確認されています。しかし、これらの鉱物資源に対して広大な面積を効率良く調査する技術は開発途上にあります。今後、我が国が高効率の海洋資源調査技術を世界に先駆けて確立し、調査を加速することは、海洋資源開発、環境保全及び資源安全保障の観点から重要です。

日本周辺の海底鉱物分布

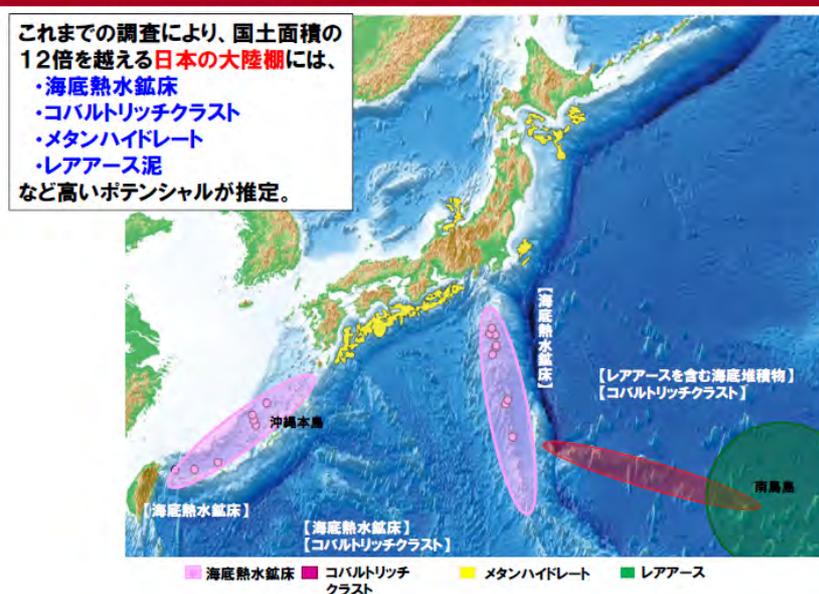


図1 日本周辺の海底鉱物分布

内閣府では、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省の枠を超え、基礎研究から実用化・事業化までをも見据えた研究開発を推進し、イノベーションを実現すべく、平成26年度に「SIP (戦略的イノベーション創造プログラム)」を創設しました。本施策において設定された研究課題「次世代海洋資源調査技術」では、銅、亜鉛、レアメタル等を含む、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の海洋資源を高効率に調査する技術を世界に先駆けて確立し、海洋資源調査産業を創出することを目指した研究開発を実施しています。

具体的には、内閣府の浦辺徹郎（東京大学名誉教授、国際資源開発研修センター顧問）プログラムディレクターの下、複数省庁の研究機関や民間企業等が連携して研究を行う体制を構築した上で、①海洋資源の成因に関する科学的研究、②海洋資源調査技術の開発、③生態系の実態調査と長期監視技術の開発を

実施しています。

本施策の実施により、競争力のある海洋資源調査技術（低コスト、高効率、迅速、安定）を産官学一体で開発するとともに、得られた新たな調査技術・ノウハウを民間企業に移転し、海洋資源調査産業を創出することや、世界に先駆けて効率的な調査技術及び環境監視技術を確立することにより、我が国の技術及び手法を国際標準化するとともに、我が国の調査システムの輸出や海外での調査案件の受注が期待されます。

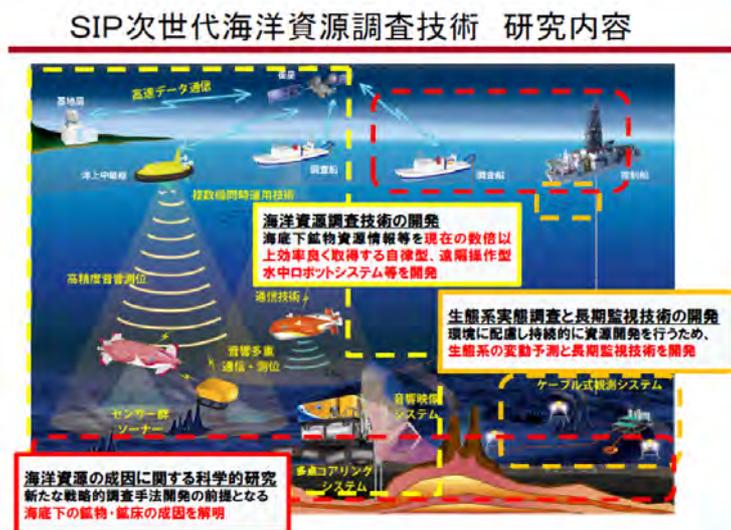


図 2 SIP 次世代海洋資源調査技術の研究内容



図 3 SIP 次世代海洋資源調査技術の出口戦略

(5) 安倍総理のブラジル訪問に係る日伯戦略的グローバルパートナーシップ構築に関する共同声明

平成 26 年 8 月 1 日（日本時間 2 日）、ブラジルを訪問中の安倍晋三内閣総理大臣は、ルセーフ・ブラジル大統領（ H.E.Ms. Dilma Vana Rousseff, President of the Federative Republic of Brazil ）との間で日・ブラジル首脳会談（於ブラジリア）を行いました。

両首脳は、造船、インフラ整備、石油・ガス開発等の分野での両国経済関係の深化と拡大について幅広く意見交換を行いました。安倍総理は、海洋資源開発の促進に向けて日伯の造船企業等が連携を進める必要性に言及したほか、ブラジルの穀物輸送改善のための両国の官民によるダイアログの立上げを提案するなど、高い技術と経験を有する日本企業のブラジルへの展開を後押ししました。ルセーフ大統領はインフラ整備やエネルギーの分野でビジネスチャンスが溢れていることを紹介し、日本企業がブラジルの幅広い分野で更なる投資を行うことへの強い期待を表明しました。

日・ブラジル首脳会談後に、安倍総理とルセーフ・ブラジル大統領から「海洋資源開発促進のための造船協力に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の共同声明」が発表され、「今後のブラジルにおける海洋資源開発のための造船分野における協力関係の強化が、両国の経済的な協力だけでなく人的な交流を通じた友好関係の強化にもつながることを期待する」ことが表明されました。



図：日・ブラジル首脳会談

(6) 南海トラフ地震防災対策について

1 平成25年度の南海トラフ地震防災対策に係る取組

(1) 「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」の公表

平成25年5月、中央防災会議「防災対策推進検討会議」に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震対策の基本的方向、具体的に実施すべき対策、今後検討すべき主な課題等を内容とする「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」が取りまとめられました。

(2) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行

平成24・25年に公表された南海トラフ地震の被害想定や、上記のワーキンググループの最終報告などを踏まえ、特に人命を守る観点から、その最大の課題である津波避難対策をはじめ、ハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策の推進を図るため、平成25年11月、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が改正されました。

この改正に伴い、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大され、法律の名称も「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ法」という。）に変更されたほか、津波避難対策を充実・強化するための財政上の特例措置等が追加されました。

(3) 「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定

平成26年3月、南海トラフ巨大地震の震度分布や津波高等を踏まえ、南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進すべき地域として1都2府26県707市町村を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、また、南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域として、1都13県139市町村を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定しました。

(4) 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定

平成26年3月、中央防災会議において、南海トラフ法に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が決定されました。同計画においては、南海トラフ地震防災対策の基本的な方針として、極めて広域にわたって強い揺れと

巨大な津波が発生するなどの南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民など様々な主体が連携し、計画的かつ速やかに、ハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策を推進することとしています。また、この方針を踏まえて、今後10年間で達成すべき減災目標を、死者数を概ね8割、建物被害を概ね5割減少させることとし、建築物の耐震化・不燃化や津波ハザードマップの作成、地域コミュニティの防災力の向上といった減災目標を達成するための具体的な施策をその目標及び達成期間とともに示しています。

また、本計画では、地方公共団体等が作成する「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」、民間の施設管理者等が作成する「南海トラフ地震防災対策計画」の基本となるべき事項も示しています。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要	
<p>第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項</p> <p>○ 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要</p>	<p>第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針</p> <p>発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 迅速な被害情報の把握 津波からの緊急避難への対応 原子力事業所等への対応 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保 津波火災対策 膨大な傷病者等への医療活動 物資の絶対的な不足への対応 膨大な避難者等への対応 国内外への適切な情報提供 施設・設備等の二次災害対策 ライフライン・インフラの復旧対策 広域応援体制の確立
<p>第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針</p> <p>南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとり、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進</p> <p>南海トラフ地震の特徴</p> <p>① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生 ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在 ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性</p> <p>④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大 ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生</p> <ol style="list-style-type: none"> 各般にわたる甚大な被害への対応 津波からの人命の確保 超広域にわたる被害への対応 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避 時間差発生等への対応 外カレレベルに応じた対策 戦略的な取組の強化 訓練等を通じた対策手法の高度化 科学的知見の蓄積と活用 	<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項</p> <p>指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 (1) 津波からの防護〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕 (2) 円滑な避難の確保〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のどうるべき措置等を定める〕 (3) 迅速な救助〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕 関係者との連携協力の確保に関する事項 〔資材・人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕 防災訓練に関する事項 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 〔地震・津波の発災時におけるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕
<p>第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策</p> <p>第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施し、併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定</p> <p>減災目標 (今後10年間) 想定される死者数 約33万2千人 から 概ね8割以上減少 想定される建築物の全壊棟数 約250万棟 から 概ね5割以上減少</p> <ol style="list-style-type: none"> 地震対策 ①建築物の耐震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等 津波対策 ①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保 総合的な防災体制 ①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策 災害発生時の対応に係る事前の備え ①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③消火活動等 ④緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑤食料・水、生活必需品等の物資の調達 ⑥燃料の供給対策 ⑦避難者等への対応 ⑧帰宅困難者等への対応 ⑨ライフライン・インフラの復旧対策 ⑩保健衛生・防疫対策 ⑪遺体対策 ⑫災害廃棄物の処理対策 ⑬災害情報の収集 ⑭災害情報の提供 ⑮社会秩序の確保・安定 ⑯多様な空間の効果的利用の実現 ⑰広域連携・支援体制の確立 被災地内外における混乱の防止 ①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保 様々な発生態様への対応 様々な地域的課題への対応 ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤孤立可能性の高い集落への対応 ⑥沿岸部における地盤産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策 	<p>第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項</p> <p>推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者 津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、 ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者 ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設を管理・運営する者 ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等） ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者 ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者 等 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 防災訓練に関する事項 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

2 今後の取組

南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定められた具体的な減災目標について、内閣府において定期的にフォローアップ調査を行い、着実な南海トラフ地震防災対策の推進を図ります。

(7) 慶良間諸島国立公園の指定

平成 26 年 3 月 5 日（通称：サンゴの日）に慶良間諸島国立公園が指定されました。国立公園の新規指定は昭和 62 年の釧路湿原国立公園以来 27 年ぶりで、31 番目の国立公園となります。

<指定の背景>

慶良間諸島は、沖縄県那覇市の西、約 40km にある、渡嘉敷村と座間味村からなる島々で、大小 30 ほどの島々と多くの岩礁からなります。

ここは、昭和 53 年に沖縄海岸国定公園の一部として指定されていました。その後、環境省において国立・国定公園総点検事業（参考 URL：<http://www.env.go.jp/park/topics/review.html>）を実施し、平成 22 年 10 月に国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を選定しました。この選定地の一つとして、慶良間諸島地域が新規の国立公園指定候補地に評価されました。これを受け、地元自治体から協力をいただきながら、環境省において国立公園の指定の作業を進めました。

<国立公園の指定理由>

慶良間諸島が日本を代表する自然の風景をもつ地域として国立公園に指定された理由は、陸と海が連続して一体となった雄大で多様な景観があることです。すなわち、国定公園時に評価されていた、①多くの島々が浮かぶ海域や海中の景観に加え、②サンゴ礁を中心とする生態系、③ザトウクジラが子どもを産み、育む海域（繁殖海域）といった海域の多様な生態系、④ケラマブルーと称される透明度の高い海域、⑤地殻変動に伴い陸が沈むことによって形成された島々や岩礁、⑥切り立った海食崖や入り組んだ湾の多いリアス海岸、⑦サンゴやホシズナのかげらからできた遠浅の白い砂浜、⑧そこで産卵するウミガメといった多様な海域景観があることが評価されたことによります。

今回の指定では、特に海域の保全が強化されています。国定公園時には海岸線から



図 1：ケラマブルーと呼ばれる碧い海



図 2：サンゴやホシズナのかげらからできた白い砂浜

1 kmであった公園区域を広げ、ザトウクジラの繁殖海域を含む海岸線から7 kmの範囲を公園区域としています。さらに、サンゴが高密度に生息する水深30mより浅い海域を、工作物の新築や、海底の形状変更等の各種行為が規制される海域公園地区としています。

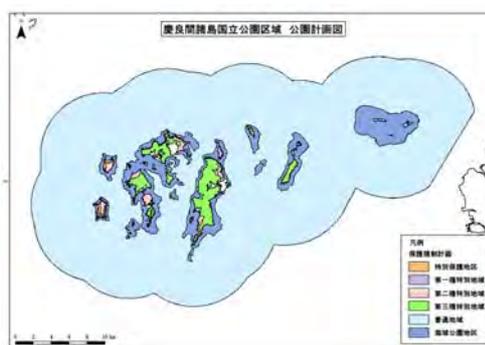


図3：慶良間諸島国立公園 区域図

< 自然環境や利用状況の概要 >

慶良間諸島の海域では、日本でみられる造礁サンゴのうち約62%が生息しています。また、冬期には毎年ザトウクジラが繁殖のために訪れます。

人々の生活は海と大変関わりが深く、各集落では大漁・豊漁等を祈願した祭祀、獅子舞や大太鼓といった伝統芸能活動等が残っています。また、カツオ漁の発祥の地でもあり、明治時代には、「ケラマ節」と呼ばれる鯉節が高く評価され、日本最大のカツオ漁の1つに発展しました。

観光利用は、スキューバダイビング、シュノーケル等による海中景観を楽しむものが中心となっていますが、近年、オニヒトデの大発生やスキューバダイビング等の利用によるサンゴの損傷が懸念されています。渡嘉敷村エコツーリズム推進協議会と座間味村エコツーリズム推進協議会はエコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、平成24年に関係省庁の主務大臣から認定を受けました。地域が主体となって、全体構想に基づいた海域利用に関するルール作りの検討や、サンゴ礁の持続可能な利用を目的として、自主的にオニヒトデの駆除やモニタリング等の活動が行われています。また、座間味村ホエールウォッチング協会では、ザトウクジラの繁殖を保護することを目的として独自にホエールウォッチングのための自主ルールを策定し、ツアー客に事前にクジラの生態等の解説や観察の際のルール等に関するレクチャーを実施しています。

< 指定の意義 >

今回の指定により、海域の広い範囲が国立公園に指定されましたが、これは平成22年10月に生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標における保護地域の拡充に関する目標達成に貢献するものです。

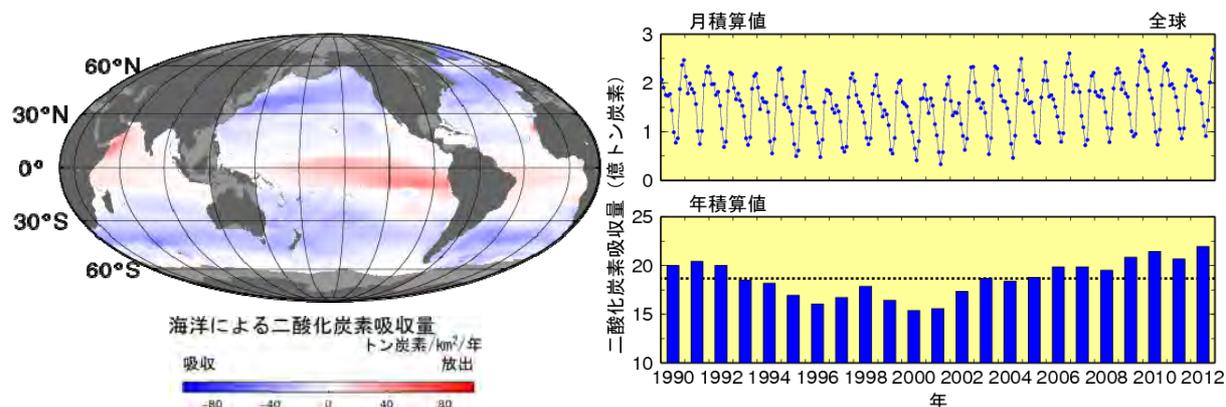
慶良間諸島は、自然環境の保全に地域の方々が自主的に取り組み、一方で観光業という形で持続的に活用することで生計を立て、自然と共生する社会を形成してきた地域です。このような地域社会を将来世代に引き継ぐとともに、その重要性を地域住民だけでなく、慶良間諸島国立公園を訪れる人々にも伝え、全国に波及させていきたいと考えています。

(8) 海洋による二酸化炭素吸収量（全球）の推定について

海洋は、産業活動により排出された二酸化炭素の約3割を吸収することにより、大気中の二酸化炭素濃度の増加を抑制し、地球温暖化の進行を緩和する働きをしています。しかし、このまま大気中への二酸化炭素の排出量が増加し続けると、海洋が現在と同じような割合で二酸化炭素を吸収できなくなり、その結果、大気中に残留する二酸化炭素が増加して、地球温暖化の進行を加速させることが懸念されています。また、海洋が大気中の二酸化炭素の増加を抑える一方、海洋中に二酸化炭素が蓄積することによって、海洋酸性化が進行し、海洋の生態系に大きな影響を与える可能性があり、水産業やサンゴ礁等に依存する観光産業に打撃を与えるなど、経済活動への影響も懸念されています。

そこで、気象庁は、海洋気象観測船（凌風丸及び啓風丸）の観測結果とともに、国際的な海洋観測網で得られたデータをもとに、全球の海洋による二酸化炭素吸収量の解析を行い、国内で初めて定期的な情報提供を開始しました。その結果、海洋による二酸化炭素の吸収量は、1年あたり19億トン炭素（1990～2012年の平均、単位の「億トン炭素」は、二酸化炭素吸収量を炭素の重量に換算した値）で、近年増加傾向にあることが分かりました。

気象庁では、海洋による二酸化炭素吸収量のほか、海洋内部の水温変化など地球環境に関連した情報を気象庁ホームページ「海洋の健康診断表[※]」より公開しています。



図：(左) 2012年の海洋による二酸化炭素吸収（放出）の分布（寒色系が大気から海洋への吸収、暖色系が海洋から大気への放出を示し、色の濃い領域ほどその量が多い。）

(右) 1990～2012年における大気から海洋への二酸化炭素吸収量の月及び年間の積算値（単位は、二酸化炭素吸収量を炭素の重さに換算した値。上図は月積算値を、下図は年積算値を示す。下図中の点線は、1990～2012年の平均：19億トン炭素/年を示す。）

※「海洋の健康診断表」<http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

(9) 西之島新島について

平成 25 年 11 月 20 日に 39 年ぶりに噴火した西之島は、本州から南に約 1,000km、父島の西方約 130km に位置する無人島です。

噴火の日、海上保安庁では海上自衛隊からの噴煙が上がっているとの情報を受け、航空機により調査を実施し、西之島の南東約 500m の海上でマグマ水蒸気爆発が起きていることと、海面上に陸地が形成されていることを確認しました。

以後、西之島の火山調査を継続して実施し、西之島周辺での安全を確保するため、船舶に対して航行警報による注意喚起を行い、観測結果を公開するとともに火山噴火予知連絡会に報告しています。

気象庁では、噴火当日に「火口周辺警報（火口周辺危険）」を発表し警戒を呼び掛け、以後、火山噴火予知連絡会における評価を受け、「火口周辺警報（入山危険）」に引き上げを行い、現在、西之島の中心から概ね 6 km 以内を警戒が必要な範囲としています。

国土地理院では、離島の保全・管理に資するため測量用航空機及び UAV（無人航空機）による西之島の空中写真撮影を実施し、現在の火口の位置、溶岩の流失状況等の西之島の現状を示す「地形判読図」を作成しました。



図 1 西之島の火山（平成 25 年 11 月 20 日）
マグマ水蒸気爆発を起こすと同時に、新たな陸地が形成。



図 2 西之島の地形判読図（国土地理院地図 (<http://portal.cyberjapan.jp/>))

平成 26 年 10 月 16 日の観測結果では、西之島の陸地は噴火前の約 8 倍（東京ドームの約 40 個分）まで拡大しています。同島の拡大により周辺の領海及び西側の排他的経済水域（EEZ）が拡大する可能性が高まっていますが、領海及び EEZ が拡大する範囲を確定するためには、火山活動が沈静化した後、測量を実施し、低潮線を海図に記載する作業が必要となります。



図 3 西之島火山の活動状況（平成 26 年 10 月 16 日）
活発な火山活動を継続し、溶岩流の流出により新たな陸地が大きく広がっている。

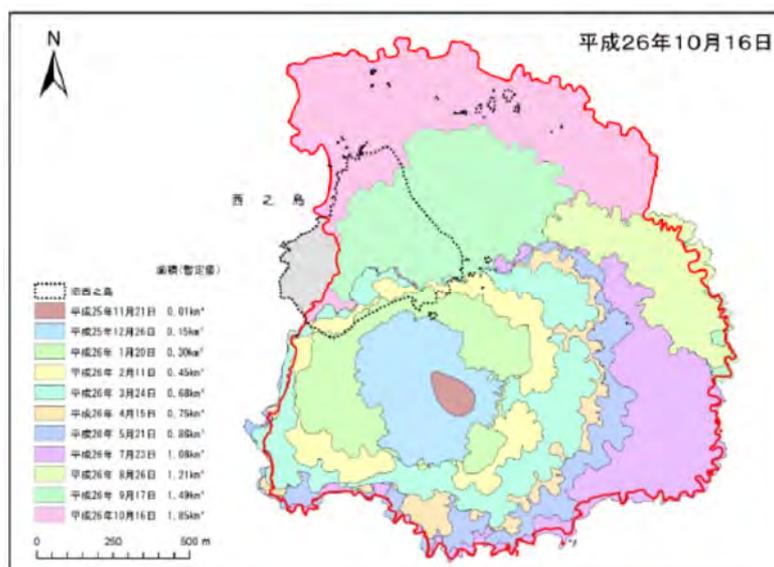


図 4 新たに形成された陸地部分の形状変化の様子
赤線は 10 月 16 日現在の陸地の外縁（旧西之島を除く）

第2部 海洋に関して講じた施策

ここでは、海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の基本的施策について、平成25年度以降に実施した主な施策を記述します。

1 海洋資源の開発及び利用の推進

(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 平成25年4月に策定された新たな「海洋基本計画」や、最近のエネルギー・鉱物資源を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、平成25年12月には新たな「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定しました。本計画の平成25年度における主な成果は以下のとおりです。
- ・ 日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートを将来のエネルギー資源として利用可能にすることを目的として、世界に先駆けて商業的産出のために必要な技術整備を行いました。平成25年度は、砂層型については、平成25年3月に実施した海域での世界初のガス生産実験の結果解析作業を実施し、表層型については、資源量を把握するため、日本海側にて広域的な分布調査等を実施しました。
- ・ 石油・天然ガスに関しては、国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」を用いて、平成25年4月14日から7月20日にかけて、新潟県佐渡南西沖において試掘調査を行いました。今年度内を目途に、今回の試掘調査で得られたコアや各種データの詳細な解析・評価作業を実施し、試掘地点周辺における石油・天然ガスの存在状況の確認・評価を行います。その後、今回の試掘調査の結果を基に、事業実施者において、今後の探鉱調査の可能性について検討を行う予定です。
- ・ 海底熱水鉱床に関しては、平成25年7月に、平成24年度までの開発計画第1期の最終報告書を取りまとめ、第1期は所期の目標に対して十分な成果が得られたものと判断しました。平成25年度から第2期に移行しました。ここで新たに明らかになった課題等や改定された新しい基本計画及び海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を踏まえ、引き続き資源探査を行うとともに、採鉱・揚鉱技術、選鉱・製錬技術の開発や環境影響調査等を進めました。

- ・ コバルトリッチクラストに関しては、平成 26 年 1 月に（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が国際海底機構（ISA）との間で、南鳥島沖約 600km の公海域における排他的探査権にかかる契約を締結しました。また、マンガン団塊に関しては、ISA が定めた探査規則を踏まえ、深海資源開発株式会社（DORD）が、ハワイ沖の鉱区について資源量調査等に取り組みました。
- ・ レアアースを含む海底堆積物については、将来のレアアース資源としてのポテンシャルを検討するため、南鳥島周辺海域における賦存状況調査等を実施しました。

（2）海洋再生可能エネルギーの利用促進

- 洋上風力発電に関しては、平成 24 年以降、実証試験を行うための複数の洋上風力発電施設が設置されました。

平成 24 年 6 月には、長崎県五島市栴島沖において、系統連系を行う浮体式洋上風力発電施設としては我が国初のものとなる、100kW 風車を搭載した小規模試験機（世界初となるハイブリッド・スパー型）を設置し、環境影響や安全性等の知見を収集しました。これらの結果を踏まえ、平成 25 年 10 月には、国内初の商用スケール（2MW）の実証機を設置し、運転を開始しています。

- また、平成 25 年 3 月に、沖合に設置される本格的な着床式風力発電システムとして我が国初のものとなる、2.4MW の風車（重力式基礎）が千葉県銚子市沖で運転開始し、さらに平成 25 年 6 月に、福岡県北九州市沖に 2MW 級の風車（重力・ジャケット併用式基礎）が運転開始されました。
- また、世界初の本格的な事業化を目指し、福島沖において、平成 25 年 11 月に、2MW の浮体式洋上発電設備（セミサブ式）及び浮体式洋上発電所（サブステーション）が設置され実証研究を開始しました。平成 26 年度以降、7MW 等 2 基を設置する予定であり、世界最大の浮体式洋上ウィンドファームの実証事業が行われます。

更に、浮体式の低コスト化に向けて、軽量な浮体、風車、低コスト化に係留等の施工技術等の実証を行っていく予定です。

- これらの洋上風力発電の研究開発の実施により、魚類・鳥類などに対する環境影響評価手法等の検証も行っていきます。
- その他、平成 26 年 1 月に、港湾への洋上風力発電の円滑な導入を図るため、港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた技術ガイドライン等検討委員会を設置し、港湾管理者が港湾法に基づく設置許可手続きにおいて、確認することが必要となる構造の安定性、航行船舶の安全性、及び適

切な施工や維持管理などにかかる審査の拠り所となる技術ガイドラインの策定に取り組んでいるところです。また、平成 26 年 3 月には遠浅の海域が少ない我が国において、洋上に浮かぶ浮体式洋上風力発電も有望視されており、洋上という厳しい自然環境条件で安全に稼働させるための具体的な指針を示した「安全ガイドライン」をとりまとめました。

- 波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指し、平成 23 年度以降、10 件の実証研究や要素技術開発を行っております。
- 「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」（平成 24 年 5 月総合海洋政策本部決定）を踏まえ、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化を促進するため、実証試験を行うことができる海域を提供する「海洋再生可能エネルギーの実証フィールド」の公募を、平成 25 年 3 月から平成 26 年 2 月にかけて行った結果、7 県 11 海域の提案がありました。このうち、平成 26 年 7 月に、4 県 6 海域を実証フィールドとして選定しました。

（3）水産資源の保存管理

- 水産資源評価・予測精度の向上を図るため、漁獲可能量（TAC）制度・漁獲努力可能量（TAE）制度の対象魚種や国際的に管理されたマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。
- 水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に基づき、TAC の設定・配分を行うとともに、その円滑な実施を図り、計画的・効率的な TAC 管理を通じて資源管理を推進しました。また、基本的にすべての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加するよう促すとともに、資源管理・収入安定対策によって、漁業資源の保全と経営の安定化を図りました。さらに、資源管理計画等の対象魚種について、水産関係公共事業の重点的な実施を行ったほか、資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組等を支援しました。
- ウナギについては、近年沿岸に来遊するシラスウナギの減少を受けて、中国など関係国・地域と協力して資源回復のための国際協調・管理体制を強化するための協議を行い、池入れ数量を制限することとなりました。平成 26 年 11 月には、内水面漁業振興法に基づくうなぎ養殖業の届出制を導入し、池入れ数量の管理を行っています。また、日本国内では産卵のために川を下る親ウナギの保護等について検討するための地域毎の話し合いを促進するとともに、ウナギ養殖業者による親ウナギの放流に対して支援を

行いました。

- 資源状況等に即した適切な資源管理をより一層推進するため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を支援しました。
- 天然資源に依存しない持続的養殖や栽培漁業等のつくり育てる漁業の推進を図るため、平成 28 年度までに、低コストで高品質な養殖用人工種苗を安定的かつ大量に生産供給する技術を開発（ウナギ：1 万尾、クロマグロ：10 万尾）することを目標として掲げました。
- 周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、適切な資源管理を推進しました。
- 都道府県及び関係府省との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的かつ効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、漁業取締船の重点配備等による集中取締りを実施しました。また、漁業取締船の増隻等により、外国漁船の取締体制のより一層の強化を図りました。
- 排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しました。
- 森林法に基づき、魚つき保安林の指定と保全を図るとともに、河川上流域において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しました。
- 磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等に対して支援を行いました。

2 海洋環境の保全等

(1) 生物多様性の確保等のための取組

- 平成 23 年 3 月に策定した「海洋生物多様性保全戦略」等に基づき、平成 26 年 3 月に生物多様性の保全上重要な海域を抽出しました。
- 絶滅が危惧されるアホウドリ、ウミガラス等の海鳥について保護増殖事業を実施しました。特に、伊豆諸島鳥島ではアホウドリの繁殖状況をモニタ

リングし、衛星を利用した飛翔ルートの把握と、鳥島南西斜面及び小笠原諸島聳島における新繁殖地形成事業を実施し繁殖地拡大を図ってきました。また、鳥島では海鳥類の繁殖環境改善を目指した保全事業を実施しています。

- 海洋生物の種の絶滅のおそれを評価するため、検討会及び生物分類群ごとの分科会を立ち上げ、検討を開始しました。
- 国内のサンゴ礁の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため平成 22 年 4 月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」の実施状況の点検や鹿児島県におけるサンゴ礁保全の現状及び課題等について検討を行いました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) の枠組の下、平成 25 年 9 月に第 9 回 ICRI 東アジア地域会合を開催し、「東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略」の実施状況について情報交換を行い、今後優先的に取り組む活動を検討しました。
- 人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット」(<http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>) による情報提供を引き続き行うとともに、東日本大震災において被害を受けた海域を対象として、里海づくりの手法を用いた復興の取組み手法等を検討し、平成 26 年 3 月に「里海復興プラン策定の手引き」として取りまとめました。
- 陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するため、広島県三津湾をモデル地域として調査検討を行い、海域に適した管理方策を示した「海域ヘルシープラン」を策定するとともに、プラン策定のためのノウハウ等を取りまとめた「海域のヘルシープラン策定の手引き」の改訂を平成 26 年 3 月に行いました。
- 国立公園において、海域公園地区の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討、サンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しました。また、自然環境保全地域においても、海域特別地区の指定に向けた検討を進めました。平成 25 年度は、国立公園内（石西礁湖（沖縄県）、竜串（高知県））においてサンゴ礁の再生事業を実施しています。
- 東北地方太平洋沿岸地域において、地震等による自然環境等への影響を把握するため、植生、湿地、干潟、藻場、海鳥繁殖地などのモニタリングを継続するとともに、重要な自然を地図化した「重要自然マップ」を作成しました。また、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジ

ョン」に基づき、平成 25 年 5 月 24 日に創設された三陸復興国立公園の拡張に係る検討、東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）整備のための調査及び方針の検討を実施し、平成 25 年 11 月 29 日にはみちのく潮風トレイルの一部区間（青森県八戸市から岩手県久慈市までの約 100km）が開通しました。

- 瀬戸内海について、豊かな海の実現をめざし、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成 24 年 10 月に「豊かな瀬戸内海」としての将来ビジョンや瀬戸内海環境保全基本計画の点検・見直し等の内容を含む、中央環境審議会答申「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」がなされました。また、平成 25 年 4 月に、瀬戸内海環境保全小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について審議を進めました。
- 平成 23 年 8 月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）が一部改正されたことを受け、平成 23 年 12 月に指定地域を、平成 24 年 1 月に有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を変更するとともに、平成 24 年 8 月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに 2 つの小委員会を設置し、平成 25 年度においても引き続き調査審議を進めました。

（2）環境負荷の低減のための取組

- 地球温暖化予測の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋における高精度・高密度海洋観測を実施しています。観測データを基に、代表的な定線（東経 137 度線、165 度線）における、二酸化炭素の蓄積量の増加や、深層における水温の変化に関する結果を公表しています。特に、東経 137 度線においては、表面海水中の二酸化炭素の長期変化傾向とともに、水素イオン濃度（pH）が観測を行っているすべての緯度帯において低下し、「海洋酸性化」が進行していることを明らかにしました。さらに、国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いて、全球の海洋表層に蓄えられている熱量の長期変化、太平洋と大西洋における大気—海洋間の二酸化炭素交換量の長期変化傾向及び全球における海洋の二酸化炭素吸収量について公表しています。
- NOWPAP 等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法や生物多様性を指標とした海洋環境の評価手法の開発等を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データを取りま

とめています。

- (独) 海洋研究開発機構では、太平洋を中心に貯熱量、溶存物質(二酸化炭素に関わる成分ほか)と海洋循環による熱輸送の10年スケールの変化を捉える観測を船舶を用いて実施しています。平成25年度は、インドネシアの首都ジャカルタ都心部に広範囲の洪水を引き起こした豪雨について、当該地域の気象レーダーによる連続した観測データに基づいて、その原因とメカニズムを明らかにしました。また、海洋地球研究船「みらい」の北極航海で取得した高層気象観測データが、北極海上や日本を含む中緯度の大気循環の再現性を向上させることを、地球シミュレータセンターが開発したデータ同化システムによって明らかにしました。観測データの空白域である北極海上で高層気象観測を実施することは、数値予報における初期値の改善を促し、海氷減少によって荒天に見舞われる北極海航路上の天気予報精度の向上、さらには中緯度の異常気象等をもたらす大気循環の変動をより精緻に予測できることが期待されます。
- 海域の水質に係る環境基準の達成率は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)で見ると約80%とほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然としてCODの環境基準達成率が70%を下回る状況にあります。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。
 - ・ 人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減を実施しています。平成26年4月より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排水に対して、第7次総量規制基準の適用が開始されました。また、関係20都府県において、第7次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。
 - ・ 閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また合流式下水道については、中小都市では平成25年度末、大都市では平成35年度末までに改善対策を完了させるべく、改善を進めました。また、平成25年度に適用期限を迎える海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の延長及び強化を実施しました(適用期限は平成30年9月30日まで)。
- 近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着・海底ごみ問題については、特に次の取組を進めました。
 - ・ 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境

の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び同法に基づく基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところです。

- ・ 海岸線を持つ 39 の都道府県のうち 32 の都道府県への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行いました。
 - ・ 漂流・漂着・海底ごみの定量的かつ経年的な状況把握を行うため、モニタリングを実施しました。
 - ・ 国立公園の海岸において、重要な景観要素であるウミガメや海鳥等の生物を保全する観点から、その繁殖地等における漂着ごみの清掃やモニタリング調査を行いました。
 - ・ 発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発等を推進するとともに、漁業活動中に回収した漂流物等の処理等に対する支援を行いました。
 - ・ 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の枠組みで、ワークショップ等を開催するとともに、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC)に参加しました。
 - ・ 平成 24 年度補正予算により措置された海岸漂着物地域対策推進事業により、引き続き都道府県及び市町村が実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行っています。
- 水質総量削減の効果等を把握するため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海及び八代海について、陸域から発生する COD、窒素、りんの汚濁負荷量を把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。
 - 油及び有害液体物質流出事故に関する脆弱沿岸海域図について、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータの更新のため、基礎的データの情報収集等を順次実施しました。
 - 油防除活動を効果的に行うため、国土交通省北陸地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「白山」及び中部地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「清龍丸」が「秋田県石油コンビナート等防災訓練(平成 25 年 7 月)」に参加し、合同油回収訓練を実施しました。
 - 旧ソ連・ロシアによる日本海・オホーツク海への放射性廃棄物の海洋投棄や過去に行われた核実験等による海洋環境への影響を把握するため、日本近海で、海水や海底土を採取し、人工放射性物質の調査を実施しました。
 - 東日本大震災の津波による有害物質、廃棄物の海上流出や油汚染による海洋汚染の状況を把握することを目的として、青森県から福島県にかけて 2 回のモニタリング調査を実施しました。また、東京電力福島第一原子力発

電所から漏出した放射性物質による海洋汚染については、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 26 年 4 月 1 日改訂）に沿って、放射性物質のモニタリング調査を実施し、分析結果を公表しました。

- 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく、二酸化炭素の海底下への貯留（CCS）に係る許可制度について、今後の適切な審査を実施するため日本近海における海洋生態系及び化学的性状の現状調査等を引き続き実施しました。また、CCS 事業の普及と適正な管理体制を構築するために、CCS の超長期的な管理体制のあり方について検討しました。
- 「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」について、その締結について国会の承認を求めるため、第 186 回通常国会に提出しました。また、同条約実施を国内的に担保する法案（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」）を同通常国会に提出しました。なお、バラスト水処理設備設置のための工事費用は、1 隻当たり数億円程度と言われており、相当な投資であることから、船主の負担を軽減するため、処理設備の設置費用について、一括損金経理が可能となるよう措置しています。

3 排他的経済水域等の開発等の推進

（1）排他的経済水域等の確保・保全等

- 国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。
- 平成 24 年 12 月、中国及び韓国は、「大陸棚の限界に関する委員会」に九州薩摩半島沖から沖縄本島北方沖永良部島沖までの沖縄トラフを南東の限界とする大陸棚の延長申請を、それぞれ行いました。東シナ海においては、日中及び日韓双方のそれぞれの領海基線の間距離は 400 海里未満であり、双方の 200 海里までの大陸棚が重なり合う部分について、日中及び日韓間の合意により境界を画定する必要があります。同委員会の手続規則では、境界画定の問題がある海域での申請は、全ての関係国の事前の同意がなければ検討できないことになっています。我が国はこのような同意を与えておらず、同委員会に対して中国及び韓国の申請を検討しないよう要

請する口上書を中国及び韓国の申請の直後に相次いで発出しました。平成 25 年 8 月の同委員会の全体会で、同委員会は、我が国の口上書を踏まえ中国及び韓国の申請に対する検討の延期を決定しました。

- 東シナ海資源開発については、平成 20 年 6 月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成 22 年 7 月、東京において、第 1 回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件後、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、進展が得られておらず、中国側による一方的な開発行為は認められないとして、平成 20 年 6 月の合意の早期実施を強く求めています。
- 我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律（平成 23 年法律第 84 号）」が平成 23 年 7 月 22 日に公布され、平成 24 年 1 月 21 日から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、これまでのところ、違反事実は認められていません。
- 平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（以下「低潮線保全法」という。）に基づき指定された、低潮線保全区域（排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域）について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。

（3）排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

- 平成 25 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁では、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。
- 沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。
- 新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、特に重要と考えられる個別施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組

について集中的に評価・検討するため、参与会議の下にプロジェクトチーム(PT)を設置することとしました。これを受けて、平成25年9月、「EEZ等の海域管理のあり方」PTを設置し、包括的な法整備のあり方を含め、EEZ等の管理のあり方に関する方針の具体的な内容等について検討を行いました。

- 海洋産業の振興のため、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成26年6月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。

4 海上輸送の確保

(1) 安定的な海上輸送体制の確保

- トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者は平成25年3月末現在10社となっています。平成24年9月に改正「海上運送法」が成立し、日本船舶を補完するものとして、日本の外航海運事業者の海外子会社が保有する外国船舶であって、海上運送法に基づく航海命令が発せられた場合に确实かつ速やかに日本船舶に転籍して航行することが可能なものを「準日本船舶」として認定する制度が創設されました。これを受けて、平成25年度よりトン数標準税制の適用対象船舶に準日本船舶を追加し日本船舶の増加のペースアップと準日本船舶の確保の促進を図っていくこととしています。また、トン数標準税制と併せ、環境対応船舶等の取得を支援する特別償却制度・買換特例制度や、国際船舶に係る特例措置等により、日本船舶の増加、日本商船隊の国際競争力の確保を通じて安定的な海上輸送体制の確保を図ることとされました。

表 1：日本船舶・船員確保計画 第 4 期（平成 25 年 3 月）の状況

項目	計画開始時	第 1 期実績 (平成 21 年度)	第 2 期実績 (平成 22 年度)	第 3 期実績 (平成 23 年度)	第 4 期実績 (平成 24 年度)	増減	第 5 期計画 (平成 25 年度)
						(計画開始時→ 第 4 期実績)	
外航日本船舶 の確保計画・実績	77.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	143.0隻	65.6隻	169.0隻
外航日本人船員 の確保計画・実績	1,072人	1,103人	1,112人	1,153人	1,194人	122人	1,206人

共有している船舶又は共有する予定の船舶は、持分に応じた隻数を記載。

(例：持分40%の場合は0.4隻として記載)

(2) 船員の確保・育成

- 内航分野においては、平成 20 年 7 月に施行された改正海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新たに船員となろうとする者に特定の訓練及び資格取得等を受けさせた場合に助成金を支給しています。平成 26 年 3 月末をもって、認定されていた 57 件の計画が終了し、同年 4 月 1 日から開始される計画が新たに 53 件認定されたため、同日現在では 180 事業者が国土交通大臣による計画の認定を受けています。
- 内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。
- 平成 25 年 8 月に船員の海上労働に関するグローバルスタンダードを定める「2006 年の海上の労働に関する条約」が我が国において発効しました。我が国では、平成 24 年 9 月の船員法の一部改正等により、条約の要件に合わせ、船員の労働条件、国際航海に従事する日本船舶に対する船員の労働条件に関する検査制度、我が国に寄港する外国船舶に対する検査制度等を整備し、平成 25 年 8 月に同条約を批准、条約の規定により批准から 1 年後の本年 8 月に発効したものです。

(3) 海上輸送拠点の整備

- 国際コンテナ戦略港湾政策については、平成 22 年 8 月に阪神港、京浜港を選定し、大水深岸壁の整備や「民」の視点を活かした効率的な港湾運営等、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施してきました。港湾運営の面では、東京港、川崎港、横浜港、大阪港、神戸

港において特例港湾運営会社を指定しました。また、平成 25 年 7 月から「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を開催し、平成 26 年 1 月に、国際コンテナ戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積等による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資等による「競争力強化」の 3 本柱からなる「最終とりまとめ」を公表しました。同委員会の議論を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資を可能とするとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加すること等を内容とする港湾法の一部を改正する法律案が第 186 回通常国会に提出されました。



図 1：神戸港 六甲アイランドコンテナターミナル(RC-7) (左図)
横浜港 南本牧コンテナターミナル (MC-2) (右図)

- 我が国の産業の競争力強化や国民生活の向上に不可欠な穀物、鉄鉱石、石炭等のばら積み貨物の安定的かつ安価な供給を実現するため、平成 23 年 5 月、国際バルク戦略港湾として穀物を取り扱う 5 港（釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港）、石炭を取り扱う 3 港（小名浜港、徳山下松港・宇部港）、鉄鉱石を取り扱う 3 港（木更津港、水島港・福山港）を選定しました。また、ばら積み貨物の輸入拠点として、国土交通大臣が「特定貨物輸入拠点港湾」を指定するとともに、当該港湾に対する支援措置等を規定した「港湾法の一部を改正する法律」及び関係政省令が平成 25 年 12 月 1 日に施行されました。これを受け、同年 12 月 19 日に、小名浜港を全国初の特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定しました。さらに、小名浜港では、平成 25 年度から、大型船（ケープサイズ級）に対応した水深 18m の国際物流ターミナルの整備を実施しています。

- 我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えることを目的に、国際海運ネットワークにおける拠点としての国際海上コンテナターミナルや迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するための複合一貫輸送ターミナル等の整備を実施しました。
- リサイクルポートとして指定された全国 22 港において、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等の循環資源取扱支援施設の整備に対する支援や、必要な港湾施設の整備を実施しました。平成 25 年度は、リサイクルポート推進協議会と連携し、リサイクルポートを活用した低炭素型静脈物流システム構築に向けた調査・検討を進めました。
- 港湾の整備を効率的に実施するため、沿岸域において波浪・潮位観測を行うとともに、沖合においては、地震発生時に津波観測にも資する GPS 波浪計を用いた観測を行っています。平成 25 年度は、伊勢湾口沖と宮崎日向沖の 2 箇所に、GPS 波浪計を新規設置しました。

5 海洋の安全の確保

(1) 海洋の安全保障や治安の確保

- 海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになっていきました。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。



図 2 : 中国公船を監視警戒している巡視船 (手前)

- 東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しており、平成 25 年 9 月には、マレーシアに、平成 26 年 1 月にはインドに巡視船を派遣し、同国海上保安機関と連携訓練や海賊対策に係る意見交換等を実施したほか、平成 26 年 3 月にはスリランカに航空機を派遣し同国海上保安機関と海賊対策に係る意見交換等を実施しました。
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦（海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官 8 名が同乗）及び P-3C 哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を行っており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っております。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。
- 平成 24 年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成 26 年 7 月 18 日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第 7 条第 1 項に定める内閣総理大臣の承認（閣議決定）を受け、防衛大臣は平成 27 年 7 月 23 日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。
- 平成 25 年 12 月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しています。また、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施しています。



図 3：海賊行為の監視を行う自衛官と海上保安官

- 平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月 30 日、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しました。
- 海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。
- 平成 25 年 5 月には、ポーランド・ワルシャワにおいて、拡散に対する安全保障構想 (PSI) 創設 10 周年を記念するハイレベル政治会合 (HLPM) が開催され、我が国の人員が参加しました。また、平成 30 年に我が国が訓練を主催することを見据え、かつ平成 26 年 8 月の米国主催 PSI 阻止訓練「Fortune Guard 2014」において、我が国として可能な貢献を行うべく、計画会合へ積極的に参加しています。

(2) 海上交通における安全対策

- 海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。
- 海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、捜索救助に関する合同訓練や机上訓

練を定期的的に実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。



図 4：高速旅客船事故対策訓練を実施する海上保安庁及び旅客船等

- 地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的的に実施しています。
- 海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確保するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。
- 船舶自動識別装置（AIS）を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。
- 海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の観測体制の強化として、来島海峡にライブカメラ及び灯浮標に流速計を設置し潮流観測を行うとともに、潮流シミュレーションを作成しました。

- SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール (PSC) 実施体制を確保するため、PSC 官の増員を継続的に実施しています。



図 5 : PSC を実施している外国船舶監督官

(3) 海洋由来の自然災害への対応

- 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震による津波高や浸水域等を推計し、津波による人的被害・建物被害の想定等を行い、平成 25 年 5 月、南海トラフ巨大地震への対策等を具体的に示した最終報告をとりまとめました。
- また、平成 26 年 3 月には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を中央防災会議において決定しました。この計画では、南海トラフ地震防災対策の基本的な方針やそれに基づく基本的な施策、さらには各施策に係る具体目標及びその達成期間等について定めています。

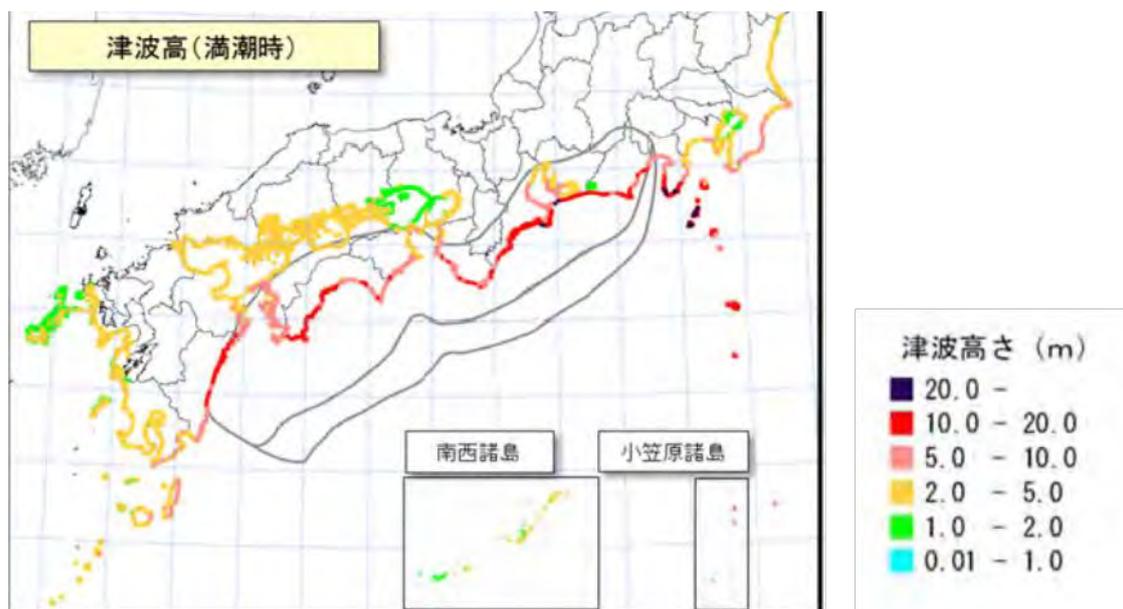


図 6：南海トラフ地震で想定される津波高（満潮位を含めた津波の高さ）

（※大すべり域、超大すべり域が1箇所のパターン【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり」域を設定した場合】）

- 設計外力を超えた津波に対し、津波が天端^{てんば}を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。特に海岸堤防等については、「緑の防潮堤」をモデル的に整備しました。
- 海岸における水門・陸閘等については、平成 25 年 4 月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方（提言）」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。
- 平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうちあげ高予測システムの技術開発を推進しました。
- 巨大海底地震・津波への対応については、東南海地震の想定震源域に敷設した海底ネットワークシステムを運用するとともに、南海地震の想定震源

域にもより広範囲に海底ネットワークシステムを構築するため、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施し、基幹ケーブルの一部敷設を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網の整備に向けて、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施するとともに、千葉県房総沖で海底ケーブルの敷設を行いました。地震・津波観測監視システム 2 期（DONET2）の構築位置について、昨年度に実施した構築予定海域の事前調査結果により、海底ケーブル敷設ルートと観測点構築位置を決定し、その工事に着手しました。

- 船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報（JMH）等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。
- 気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月 7 日から行っています。

6 海洋調査の推進

（1）総合的な海洋調査の推進

- 政府関係機関や研究機関では、海洋権益の保全、地震・津波防災対策、海底資源開発、水産資源管理、地球温暖化対策等に資する次のような海洋調査を実施しています。海洋調査の実施や結果の活用にあたっては、各機関の連携・協力が進められています。
 - ・ 内閣官房では、政府関係機関による海洋調査がさらに効果的・効率的に実施できるよう、調査計画情報の共有化を図るとともに、連携策の調整を行うなど、海洋調査の推進を図っています。
 - ・ 水産庁では、独立行政法人水産総合研究センター及び都道府県水産試験研究機関等の連携した調査船運航により、我が国周辺水域や外洋域において、水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査を実施しています。また、水産庁に所属する漁業調査船により、北太平洋公海域等での水産資源や生態系の調査等も実施しています。

- ・ 気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の震源域周辺に、ブイ式海底津波計を 3 台設置しており、これにより、当該海域付近で発生した津波の場合、地震発生後 10 分程度で検知可能となっています。ブイ式海底津波計の観測データは、「沖合の津波観測に関する情報」で発表し、津波警報の更新に活用しています。また、北西太平洋海域において高精度・高密度な海洋観測を実施しています。昭和 59 年以降の水素イオン濃度指数(pH)の観測結果の解析を行ったところ、観測を行っている東経 137 度、北緯 3 度~34 度のすべての緯度帯において pH が年々低下し、「海洋酸性化」が進行していることがわかりました。

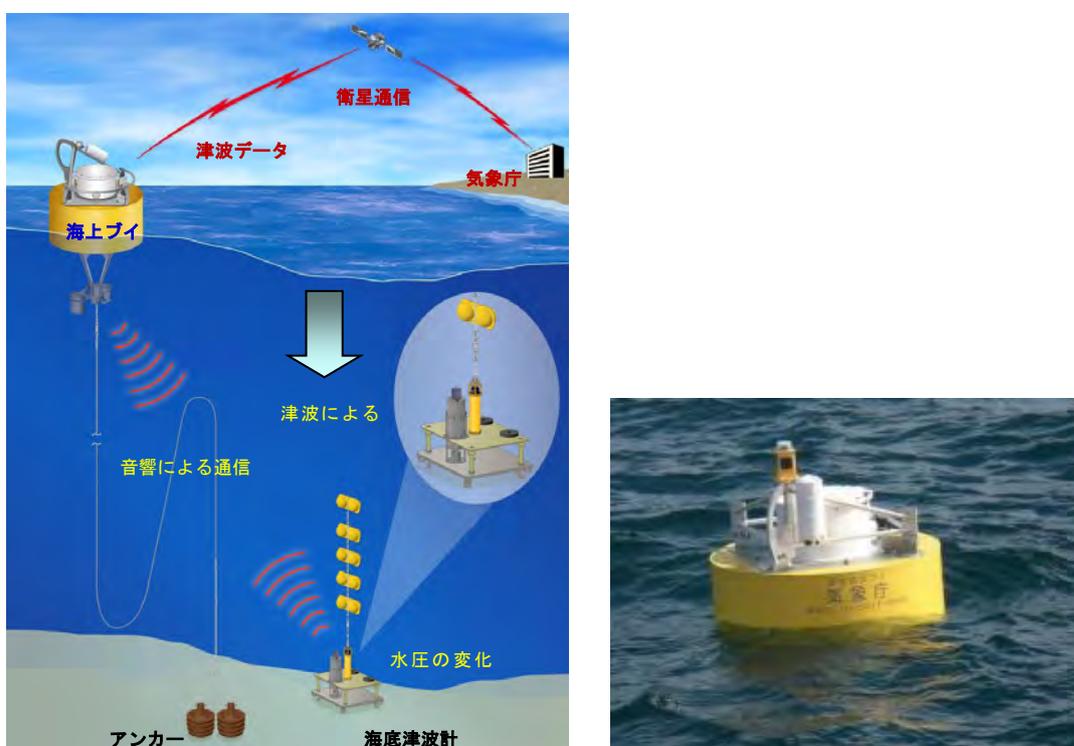


図 7： ブイ式海底津波計の機器概要及びブイ式海底津波計設置時の写真

- ・ 海上保安庁では、測量船と自律型潜水調査機器 (AUV) を用いた海底地形調査によって、鹿児島県奄美大島北西海域にある海底火山において、熱水・ガスが噴出している火口状の凹型の詳細な地形を捉えました。また、船舶の津波避難計画の策定等に役立てるため、港湾において予測される津波の挙動を示した津波防災情報図を東京湾・伊勢湾・大阪湾の 13 箇所において整備しました。平成 25 年 11 月には西之島付近で新島を確認し、火山活動状況の監視・観測を行いました。
- ・ (独) 海洋研究開発機構では、潜水調査船「しんかい 6500」や地球深部

探査船「ちきゅう」などの船舶・深海探査機を活用して海洋調査を進めています。深海調査研究船「かいれい」による研究航海を実施し、地球深部探査船「ちきゅう」による研究航海「東北地方太平洋沖地震調査掘削-II」で設置した長期孔内温度計を、無人探査機「かいこう 7000-II」により、回収しました。回収した長期孔内温度計からデータを取り出し、断層付近を含む地層温度が計測されていることを確認しました。また、無人探査機ハイパードルフィンを用いてマリアナ弧の海底火山の調査を行いました。採取された海底の枕状溶岩を分析し、この溶岩は、沈み込み帯において生成された初生マグマが組成を保った状態で溶岩流として噴出したものであることが分かりました。さらに、有人潜水調査船「しんかい 6500」世界周航研究航海の一貫として、南太平洋トンガ海溝及び南太平洋ケルマディック海溝における調査を実施しました。

- ・ (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構では、経済産業省からの受託事業である国内石油天然ガス基礎調査の一環として、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月にかけて、三次元物理探査船「資源」により日高沖海域、岩手沖海域、宮崎沖海域、枝幸沖海域、奄美～沖縄海域における物理探査データを取得するとともに、東部南海トラフ海域において、将来の天然ガス資源として注目されているメタンハイドレートについて、平成 25 年 3 月に実施した海域での世界初のガス生産実験の結果解析作業を実施しました。また、海洋資源調査船「白嶺」等を用いて我が国周辺海域の海洋鉱物資源の賦存量調査や海洋環境基礎調査等を実施しました。また、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構と(独)産業技術総合研究所が連携して我が国周辺海域における新たな探査候補地の特定等に向けた資源ポテンシャル評価等を行いました。
- 我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境におけるバックグラウンド数値の経年変化の把握に取り組みました。
- 海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進めました。

(2) 海洋に関する情報の一元的管理及び公開

- 新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、海洋調査・海洋情報の一元化・公開に関する施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に評価・検討するため、「海洋調査・海洋

情報の一元化・公開」PT を設置し、①政府が行う海洋調査についてその収集・管理・公開に関する共通ルールの策定、②MDA（海洋状況把握／海洋領域認識）の実現に向けて、及び③海洋調査・海洋情報産業の振興について検討を行いました。

- 政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス（マリページ）」を、内閣官房と海上保安庁が関係機関と協力して構築し、運用しています。平成 25 年度は約 125,000 件の利用がありました。
- 海上保安庁では、海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせて見ることができる「海洋台帳」の運用を平成 24 年 5 月に開始し、平成 25 年度は 1 年で約 6,100,000 件の利用がありました。

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

(1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

- 第 4 期科学技術基本計画等を踏まえ、将来にわたる持続的な成長と社会の実現、我が国が直面する重要課題への対応に必要な海洋分野の研究開発として、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの開発、巨大海底地震・津波への対応、地球環境問題への対応等に関する研究開発を推進するとともに、国自らが長期的視点に立って成果を蓄積していくべき国家基幹技術の研究開発を推進しています。主な取組は以下に挙げる通りです。
 - ・ 海洋エネルギー・鉱物資源の開発については、文部科学省の事業により、海洋鉱物資源の存在位置や資源量の把握に必要な海底地形、海水の化学成分、海底下構造・物性等について計測するためのセンサー等の技術開発を実施しており、平成 25 年度からは、これらの技術の実用化を進めるとともに、技術を組み合わせた広報探査システムの開発を進めています。また、（独）海洋研究開発機構では、無人探査機や掘削技術の開発・実証、戦略的探査手法の研究開発等を進めつつ、海洋調査を行って、必要なデータを収集しています。平成 25 年度は、南鳥島周辺の水深 5,600m～5,800m の海底から採取された堆積物のコア試料の化学分析を行い、海底表層付近におけるレアアース濃度の鉛直分布を調べました。
 - ・ 新たな海洋基本計画における海洋立国日本の目指すべき姿を具現化するため、文部科学省、経済産業省及び国土交通省が共同事務局となり「海洋分野における国家基幹技術検討委員会」を開催し、平成 25 年 5 月、我が

国が取り組むべき6つの国家基幹技術プロジェクトの選定を行うとともに、プロジェクトを支える重要基盤技術、国家基幹技術プロジェクト遂行に当たっての体制、及び必要な人材育成について提案をとりまとめました。また、平成25年5月、我が国は北極評議会（AC）のオブザーバー資格を取得するとともにACの各種会合で北極に関する学術研究で蓄積した知見をもとに貢献しました。

- ・ 海洋再生可能エネルギーの開発については、着床式及び浮体式の洋上風力発電システムについて実証研究等を進めています。また、波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指して実証研究や要素技術開発を行っています。
- ・ 巨大海底地震・津波への対応については、東南海地震の想定震源域に敷設した海底ネットワークシステムを運用・整備するとともに、南海地震の想定震源域にもより広範囲に海底ネットワークシステムを構築するため、基幹ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施し、基幹ケーブルの一部敷設を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網の整備に向けて、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施するとともに、千葉県房総沖で海底ケーブルの敷設工事を行いました。
- ・ 地球環境問題への対応については、地球温暖化と長期的な気候変化の不確実性の定量化を進めるとともに、気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するため「気候変動リスク情報創生プログラム」を平成24年度より開始しました。さらに、地球温暖化と長期的な気候変化への適応策を講じていくため、「気候変動適応研究推進プログラム」では、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、数値モデルを改良するとともに、各地域のニーズに応じた観測、研究開発等を実施しています。また、地球温暖化の影響が顕著に現れる北極の気候変動に関する研究を平成23年度から5年間の予定で実施し、研究基盤の拡充と北極環境研究コンソーシアムの創設による我が国研究者の連携体制を整備するとともに、モデル研究者と観測研究者の協働による研究活動を推進しています（全国35機関、約300人の研究者が参加）。平成25年度には、カナダ沿岸警備隊の砕氷船ルイサンローラン、ローリエを用船し、北西航路氷況観測、電気伝導度水温水深計（CTD）を用いた観測を実施しました。海洋地球研究船「みらい」の北極航海で取得した高層気象観測データが、北極海上や日本を含む中緯度の大気循環の再現性を向上させることを、データ同化システムによって明らかにしました。
- ・ 国家基幹技術については、「海洋地球観測探査システム」を構成する技術

として、「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」「次世代型巡航探査機技術の開発」「大深度高機能無人探査機技術の開発」を推進しており、平成 25 年度は、小径ロータリーコアバーレル (SD-RCB) を改良し、コア回収率・品質の向上を図ると共に、リアルタイム疲労評価・監視システムにライザー傾角モニタリング機能を追加し、ライザーの強潮流対策を強化しました。また、新しく建造した自律型無人探査機 (AUV) および高機能遠隔操作型無人探査機 (ROV) の、実運用に向けた海域試験及び整備を行いました。

- 地球環境変動、地球内部構造及び地殻内生命圏の解明を目的とした多国間国際共同プロジェクトである統合国際深海掘削計画 (IODP) において、我が国は、地球深部探査船「ちきゅう」を運航するなど、主導的な役割を果たしています。平成 25 年度は、東北地方太平洋沖で地震断層に沿って設置した長期孔内計測機器 (温度計) を「かいこう 7000-II」で回収し、世界で初めて巨大地震で放出される熱エネルギー量の直接測定を行いました。また、南海トラフ地震発生帯掘削計画を実施し、南海トラフ地震発生帯の付加体内部において地層サンプルを採取するとともに、掘削同時検層により科学掘削としては世界最深の掘削深度記録となる海底下 3,058.5m まで掘削を進め、地層の物性データを取得することに成功しました。
- (独) 水産総合研究センターでは、新たな中期目標の下、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」の基本理念に基づき、行政機関と連携して水産業が抱える課題解決に当たるため、①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発の 5 課題を重点的に実施しています。
- 海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことを目的に、平成 23 年度から 10 年間の予定で、海洋生物資源の新たな生産手法の開発や海洋生態系の構造・機能の解明に関する研究開発を行っています。
- 大学や研究機関によるネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成し、東北の復興を図るための研究開発を推進する事業として、平成 23 年度に海洋生態系の調査研究を開始したほか、平成 23 年度のフィージビリティスタディを経て、平成 24 年度より新たな産業の創成につながる技

術開発を本格的に開始しました。

- 文部科学省、経済産業省及び農林水産省が共同で選定する「地域イノベーション戦略推進地域」の一つとして、平成 24 年度に「えひめ水産イノベーション創出推進地域」が選ばれ、関連の事業を推進しています。

(2) 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進

- 大学等において、研究者の自由な発想に基づく多様な研究が行われています。
- 沖縄科学技術大学院大学においては、海底の活発な熱水活動域、生物の多様性豊かなサンゴ礁、世界有数の流れの強い海流である黒潮に囲まれるなどの優位性を誇る沖縄の海洋環境の長期的な活用、保全に向けて、沖縄近海における海洋環境観測、サンゴ等のゲノム科学的研究を実施しています。

(3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化

- 平成 25 年 1 月に退役した学術研究船「淡青丸」の後継船として、東北地方太平洋沖地震が海洋生態系へ及ぼした影響に関する調査研究等を実施するために建造していた東北海洋生態系調査研究船「新青丸」が完成し、平成 25 年 6 月に（独）海洋研究開発機構に引き渡されました。平成 25 年 9 月に、平成 27 年度末に就航予定である海底広域研究船の建造に着手しました。
- 平成 25～27 年度の 2 か年計画で、東京海洋大学の練習船「神鷹丸」の代船を建造しています。

(4) 宇宙を活用した施策の推進

- 平成 24 年 5 月には（独）宇宙航空研究開発機構が開発した水循環変動観測衛星 GCOM-W「しずく」が打ち上げられ、そこに搭載されたマイクロ波放射計（AMSR2）による海面観測データ（水温、海氷分布等）の利用が拡大しています。

例えば気象庁においては、海洋を含んだ気象予報において「ひまわり」等とともに「しずく」のデータが活用されるとともに、海面水温解析（平成 25 年 5 月から）や、オホーツク海海氷解析（同年 12 月から）への定常利用が始まりました。また、海上保安庁では、黒潮など日本周辺の海流の流路解析に「しずく」データの活用を平成 25 年 10 月から開始し、本解析結果は、ウェブサイトで公開される「海洋速報」の基礎データとなっています。

- 気候変動予測等に資するため、衛星による海洋上を含む地球規模の温室効

果ガスの観測を実施しました。

- 宇宙を利用した海洋監視（MDA）について、平成 25 年 10 月、日米両国は日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）において政府一体となつての演習及び対話を進めていくことを確認したことを踏まえ、平成 26 年 3 月には、米国との間で机上演習を実施しました。ここでは、日米双方の関係機関が両国の制度や政策、実施体制について意見交換を実施しました。

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

（1）経営基盤の強化

- 日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、平成 20 年 6 月に成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者に対する支援を継続しています。また、内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。
- 優れた環境性能と高い経済性を有するスーパーエコシップ（SES）の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用した支援を引き続き実施しました。



図 8：スーパーエコシップ建造決定数の推移（累計）

- 民間で行われる高度船舶技術の研究開発・実用化を促進するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による助成を引き続き行いました。
- 平成 23 年 7 月の「新造船政策検討会」において、受注力の強化、新事業への展開、業界再編を柱とする新たな総合的な政策がとりまとめられたところであり、同検討会における議論を踏まえ、船舶の省エネ技術の開発と省エネ技術を活かせる国際的な燃費規制の確立を着実に推進するととも

- に、天然ガス燃料船の実用化・導入や浮体式洋上風力発電の研究開発、新興国市場や海洋資源開発分野への展開等に官民一体で取り組んでいます。
- 海洋環境保全に一層注力する観点から、船舶からの CO₂ 排出 50%削減等を目標に、世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、更なる CO₂ 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、燃費報告制度（実運航での燃費の「見える化」）や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りに主導的に取り組んでいます。
 - 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせて、総合的な経営基盤の強化を推進しました。
 - 漁船の更新が進まず生産体制が脆弱化した漁船漁業や、産地価格の低迷等で経営環境の厳しさが増大している養殖業について、緊急に構造改革を進め将来を担う経営体を育成するため、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省力型の代船取得等による経営転換を促進する漁業構造改革総合対策事業を引き続き実施しました。
 - 燃油価格・配合飼料価格の急激な上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拋出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、拋出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業に継続して支援しました。
 - 産地から消費地までの流通過程の目詰まりを解消するため、漁業者等が地域の漁獲物を利用した商品開発を行う際の機器導入や、販売ニーズや産地情報の共有化を行う取組への支援を実施しました。
 - 海面養殖業の振興を図るため、低魚粉飼料技術の開発等への支援を継続して実施するとともに、クロマグロの増養殖技術の開発を推進しました。
 - 活力ある漁業就業構造を確立するため、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等の実施を支援しました。
 - 東日本大震災による水産関係の被害は前例のない規模であり、被災地の水産の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給にとっても重要な課題です。このため、「水産基本計画」に示された考え方のもとに関係地域における、瓦礫処理、漁港・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備等の必要な支援を実施しています。
 - 二酸化炭素等の排出を大幅に削減する電動漁船や、高船齢漁船を長期に省エネ・省コストで使用可能とするリニューアル技術の開発を実施するとと

もに、船体改造技術漁船の安全性の向上を図るための船体改造技術の開発を実施しました。

(2) 新たな海洋産業の創出

- 新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、「新海洋産業振興・創出」PTを設置し、①海洋産業を巡る状況認識と課題、②産業創出のための施策の推進、及び③海洋人材教育について検討を行いました。
- 海洋を活用した観光は、海水浴、遊覧船、クルーズ、離島振興など多岐に渡っており、これらの海洋観光を網羅的に振興していくためには、その意義や魅力について整理した上で、国内外へ海洋観光の魅力を発信していくとともに、海洋観光関連施策を総合的に推進していくことが必要です。そのため、平成25年度に「海洋観光の振興に関する検討会」を開催し、海洋観光の有する魅力や意義、課題をはじめとして、海洋観光について、今後、振興・発展させていくために行うことが望まれる取組や方向性について様々な角度から議論を行いました。海洋観光の振興に関する検討会は、平成25年度に3回開催しており、議論の内容については、平成26年6月を目途に最終とりまとめを行い、情報発信を行っていく予定です。
- 賑わいや交流を創出するみなとの施設を「みなとオアシス」に登録し、住民参加による地域活性化の取組を促進しました。平成26年3月現在、登録港が76港、仮登録港が7港となっています。また、災害発生時における防災拠点としての活用に向けて、「みなとオアシス」の運営主体等と協力して防災訓練を実施しました。
- 新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を推進するため、「海の駅」の設置推進や「海の駅」の地域の連携機能を活用するための支援策を講ずることにより、海洋教育の普及、新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を進めました。
- 深海底の極限環境下の生物資源の開拓を進めるとともに、創薬分野への応用が期待される生化合物、新規機能を有する未知の脂質、抗微生物剤、工業用酵素、新規機能遺伝子等を探索し、得られた菌株・DNA等の貴重なバイオリソースの保存管理を行っています。また、「よこすか／しんかい6500」による世界一周航海を行い、未調査であったインド洋、南太平洋や大西洋の深海域を調査し、新しい生態系の発見などにより、今までより広い調査海域での調査を可能としました。平成25年度は、深海熱水噴出孔環境を模した物理・化学プロセスを応用した迅速・簡便な乳化プロセスを発見し、その特性を明らかにしました。

- 東日本大震災の地震・津波により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成することとし、大学等の技術シーズを活用して被災地域に新たな産業を振興することを目的として、新たな養殖技術の研究開発や未利用資源の利用技術の研究開発等を実施しています。
- 海洋資源開発関連産業の育成に関し、沖合大水深下での石油・天然ガス等の開発プロジェクトについて、今後導入が本格化すると見込まれる浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備や、洋上の生産設備に人や物資を効率的に輸送するために必要となる洋上ロジスティックハブの実現に向け、安全評価要件の策定の調査研究を実施しています。また、我が国海事産業がこれまで培った技術を海洋資源開発に展開するため、海洋資源開発関連技術の開発を支援しています。
- 「観光立国」の実現や近隣諸国をはじめとする訪日旅行者の増加に向けて、観光の玄関口である旅客船ターミナルの機能強化を図るとともに、国土交通省港湾局に外国クルーズ船社向けの「ワンストップ窓口」を設置しました。
- 寄港地周辺の観光情報を発信するウェブサイト「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN」を開設しました。
- 「全国クルーズ活性化会議」と連携し、港湾施設の諸元を発信するウェブサイト「Wharf Information」の充実を図ったほか、世界最大のクルーズ見本市である「クルーズ・ SHIPPING・マイアミ 2014」において、クルーズ・プロモーションを実施しました。
- クルーズ船を活用した観光交流の促進を図るため、「クルーズ・シンポジウム in 沖縄」を開催し、併せて国内外のクルーズ船社を招いた港湾管理者等との商談会を実施しました。
- 瀬戸内海沿岸の各地域が連携して、瀬戸内海地域全体の更なる振興と発展を図る「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」の運営・活動を支援し、瀬戸内の魅力発信や瀬戸内海の環境創造の取組を行いました。

9 沿岸域の総合的管理

(1) 沿岸域の総合的管理の推進

- 地方における沿岸域の総合的管理を推進するため、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者が先進的な取組に関する情報を共有できるよう、平成 22

年度に公表した先進事例集の周知に努めるとともに、新たな取組について調査を行いました。

- 国土形成計画（全国計画）のモニタリングの中で「海域の利用及び保全」に関して検討、評価を行いました。

（２）陸域と一体的に行う沿岸域管理

- 土砂の流れの変化に起因する問題が起きている沿岸域において、問題を解決するため土砂移動のメカニズムを把握する調査を実施するとともに、問題解決のための連携方針や、静岡県の安倍川においては、通過土砂量の具体的な数値目標を示した全国初となる総合土砂管理計画を策定し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。個別分野においては、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤等侵食対策を実施しました。
- 流出する赤土等を補足する排水施設や沈砂池等を整備するとともに、発生源対策として法面・植生保護等を実施しました。
- 陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するため、広島県三津湾をモデル地域として調査検討を行い、海域に適した管理方策を示した「海域ヘルシープラン」を策定するとともに、プラン策定のためのノウハウ等を取りまとめた「海域のヘルシープラン策定の手引き」の改訂を平成 26 年 3 月に行いました。
- 污水处理施設の普及促進のため、下水道整備を予定している箇所について、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法の確立を行い、污水处理人口普及率の向上を図りました。また、社会情勢の変化を踏まえ下水道計画の見直しをした上で、人口の集中している地区における下水道整備を支援しました。さらに、下水道法施行令に基づき中小都市では平成 25 年度までに、大都市では平成 35 年度までに必要な改善対策を終えることとなっている合流式下水道の改善対策については、「合流式下水道緊急改善事業制度」等を活用し、効率的・効果的な改善対策を推進しました。
- 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。
- 平成 26 年 4 月より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排出水に対して、第 7 次総量規制基準の適用が開始されました。関係 20 都府県は、環境大臣の同意を経て策定した第 7 次総量削減計画に基づき、総量規

- 制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。
- 産地活性化総合対策事業による家畜排せつ物利活用施設整備に対する融資主体型補助及び生産した堆肥等の有効利用への支援等、畜産排水の点源負荷対策を行うとともに、環境保全型農業の推進により農地の面源負荷対策を行いました。
 - 陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷の把握に努めるとともに、汚濁負荷の削減、適正管理を実施しつつ、第2期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス II）等を活用することにより、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備、下水道整備等の対策を推進しました。
 - 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、各種施策を総合的に推進しました。東京湾においては、平成25年5月に今後10年間の「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を新たに策定するとともに、同年11月に、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るため、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」が設置されました。
 - 水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動状況の報告会の開催や技術的サポート等を実施しました。
 - 人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット」(<http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>)による情報提供を引き続き行うとともに、東日本大震災において被害を受けた海域を対象として、里海づくりの手法を用いた復興の取組手法等を検討し、平成26年3月に「里海復興プラン策定の手引き」として取りまとめました。
 - 河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。
 - 5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、市民等が連携して監視活動や啓発運動を一斉に実施する等、不法投棄撲滅のための取組の強化を図りました。
 - 平成20年3月に改定された循環型社会形成推進基本計画に基づき、各種リサイクル法等を着実に施行し、3Rを推進するとともに、更に取り組を進めるために同計画を平成25年5月に再改定しました。

- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、流木等の緊急的な処理に対し海岸管理者への支援を推進しました。平成 25 年度は、若狭湾（台風 18 号による豪雨）等の海岸で漂着流木の処理対策を実施しました。
- 海洋環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海において、地方整備局が保有する海洋環境整備船により、海面を浮遊するごみ、油の回収を実施しました。
- 平成 23 年 11 月に策定された「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」に基づき、被災地の景観・環境に配慮した河川・海岸構造物の整備を実施しました。
- 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与する海岸の整備を実施しました。
- 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸防護、海岸の多様な生態系や美しい景観等の保全を図る海岸環境の整備及び保全、人々の多様な利用が適正に行われる海岸の保全を推進しました。
- 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等について、4 箇所の国営公園及び地方公共団体による大規模公園等の整備を継続して推進しました。

（3）閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- 新たに指定した慶良間諸島国立公園において海域公園地区も指定するとともに、山陰海岸国立公園において、海域公園地区を大幅に拡張しました。また、国立・国定公園における海域公園地区の指定に向け、調査、調整、検討を行うとともに、指定された海域公園地区の適正な管理を推進しました。
- 瀬戸内海について、豊かな海の実現をめざし、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成 24 年 10 月に「豊かな瀬戸内海」としての将来ビジョンや瀬戸内海環境保全基本計画の点検・見直し等の内容を含む、中央環境審議会答申「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」がなされました。これを受け、平成 25 年 4 月に小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更に関する議論を進めました。
- 平成 23 年 8 月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）が一部改正されたことを受け、平成 23 年 12 月に指定地域を、平成 24 年 1 月に有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を変更するとともに、平成 24 年 8 月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに 2 つの小委員会を設置し、平成 25 年度においても引き続き調査審議を進めました。

(4) 沿岸域における利用調整

- 海面利用ルールの新策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産・漁港担当部局と実施しました。
- 地域における自主的な安全対策の充実・促進のため、利用ルール未設定地域における新たな策定に係る地方公共団体等との協議・連携の推進及び自主ルールの運用に関する支援を行うとともに、民間ボランティアである海上安全指導員やマリンレジャー関係団体等と連携を図り、利用ルールに関する周知・啓発活動を実施しました。

10 離島の保全等

(1) 離島の保全・管理

- 平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（以下「低潮線保全法」という。）に基づき指定された、低潮線保全区域（排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域）について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。
- 低潮線保全法に基づき、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、特定離島港湾施設の建設を、南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手し、引き続き整備を実施しております。
- 特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等に対し、技術開発の意向を募集した。
- 沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。
- 平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するた

め、地図・海図に名称の記載がない離島へ名称を付与する予定であり、これに向けた作業を進めました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、島に付与する地理識別子（地物を一意に識別することができるコード）については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。

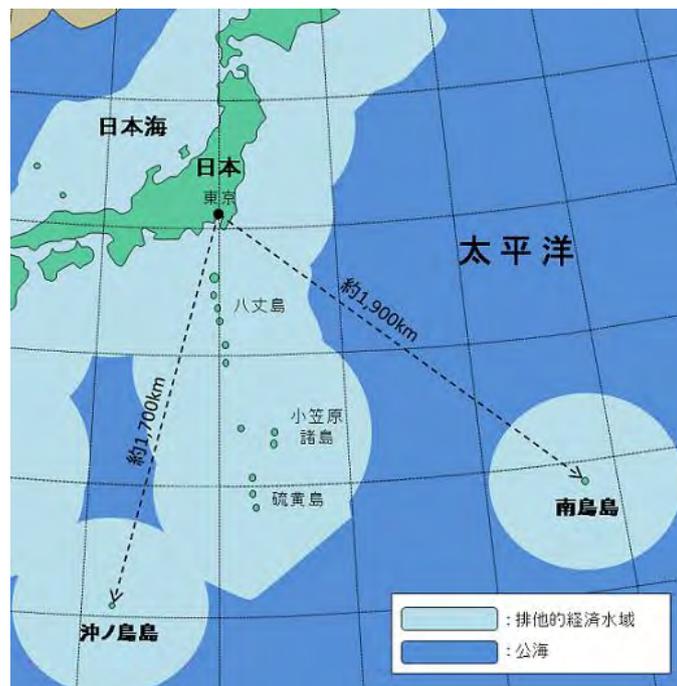


図 9：特定離島（南鳥島と沖ノ鳥島）の位置



図 10：特定離島（南鳥島（左）と沖ノ鳥島（右））

- 離島の保全・管理に資するため、ベヨネース列岩（東京都八丈支庁）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。

- 色丹島、択捉島について、平成 24、25 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 47 面の作成作業を行い、地理院地図（電子国土 Web）で公開しました。2 万 5 千分 1 地形図（印刷図）については、平成 26 年度の刊行を予定していません。
- 奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域において、マングースの捕獲による防除事業、小笠原諸島においてグリーンアノールの捕獲等による防除事業を継続して実施しました。
- いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、平成 25 年 6 月に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、中間提言がとりまとめられました。また、引き続き、最終提言に向けた検討が行われています。

（2）離島の振興

- 平成 25 年度には、新たに離島におけるソフト事業を国が支援し、雇用の拡大や交流人口の増加等にもつながる離島のさらなる自立的発展を促進するための制度として、離島活性化交付金事業を創設し、雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進及び安全・安心な定住条件の整備強化の取組等を支援しました。また、離島流通効率化事業を通じて、離島の流通効率化に効果のある施設の整備又は機材の導入に対して支援を行いました。
- 平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」（全国の島々が集まる祭典）として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。
- 平成 26 年 3 月に奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法が 5 年間延長されるとともに、法の目的に「定住の促進」の追加、地域の自主的な取組を支援するための交付金（奄美群島）及び産業振興促進計画認定制度の創設を行いました。
- 離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。
- 離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の

事業を引き続き実施しました。

- 離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバ等の敷設を支援しました。

1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 海洋の秩序形成・発展

- 我が国は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に積極的に参加しました。平成 25 年には、第 6 回国家管轄権外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するアドホック作業部会（8 月）、第 23 回国連海洋法条約締約国会議（6 月）、第 13 回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合（6 月）、第 19 回国際海底機構総会理事会（7 月）、海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議（10 月及び 11 月）に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成 25 年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約 35 万ドルを、また国際海底機構信託基金に約 4.5 万ドルを拠出しました。
- WTO 海運サービス交渉における議論を海運自由化推進国会合の議長国として主導したほか、IMO において種々の分野でルール策定等の議論に積極的に参画しました。

(2) 海洋に関する国際的連携

- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境パートナーシップ (PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。
- マングローブ生態系の保全と持続的利用に関する優良事例・教訓を ASEAN 地域内の関係機関等の中で共有するための協力体制整備を支援するために平成 23 年度より開始した「マングローブ生態系保全と持続的な利用の ASEAN 地域における展開プロジェクト」を引き続き行いました。
- 平成 25 年 7 月の第 20 回 ASEAN 地域フォーラム閣僚会合 (ARF) においては、南シナ海の平和と安定を維持する重要性が強調され UNCLOS を含む国際法の原則に従い、平和的に紛争を解決することが求められました。また、中・ASEAN 間の南シナ海における行動規範 (COC) の策定に向け

た公式協議の開始を歓迎しました。平成 25 年 10 月の東アジア首脳会議（EAS）では、我が国から、海洋の平和と安定の維持や航行の自由の重要性を強調し、海洋における協力体制の強化に貢献していくことが確認されました。さらに、南シナ海をめぐる問題をうけ、法的拘束力がある行動規範（COC）の早期作成を期待する旨を述べ、多くの国からも同様の発言がありました。平成 25 年 10 月に第 2 回 ASEAN 海洋フォーラム拡大合会が開催され、航行の自由の重要性等につき、UNCLOS を含む関連国際法を踏まえた議論が行われました。加えて、2010 年に発足した拡大 ASEAN 国防相会議（ADMM プラス）では、海洋安全保障専門家合会が設置され、平成 25 年 9 月から 10 月にオーストラリア沖で立入検査・洋上補給を内容とする実動訓練が実施されました。

- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及び P-3C 哨戒機による民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を関係国と連携して実施しています。平成 24 年度には、派遣海賊対処行動水上部隊及び航空隊が海賊行為への対処を行うために必要なジブチ共和国の関係当局等との連絡調整を行うため、現地調整所を設置しました。また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のため国際海事機関（IMO）に設置されたジブチ行動指針信託基金に総額約 1,460 万ドルを拠出しました。同基金によりイエメン、ケニア及びタンザニアに情報共有センターを設置し、ジブチに地域訓練センターを建設するなど、当該地域の海上保安能力強化を支援しています。また、同基金により行われているプロジェクト管理のために平成 22 年より海上保安庁、また平成 24 年より外務省から職員をそれぞれ 1 名派遣しています。さらに、我が国のイニシアティブで国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループの下に設置された、ソマリア海賊訴追取締能力向上支援のための国際信託基金に対して、平成 26 年 3 月新たに 100 万ドルの拠出を決定し、累計 450 万ドルと最大の拠出国となっています。また、ソマリア安定化のため、2013 年 5 月ソマリア政府及びアフリカ連合委員会とソマリア特別合会を首脳級で共催した他、主として治安向上への支援、人道支援及びインフラ整備への支援として、2007 年以降総額 3 億 2,310 万ドルの対ソマリア支援を実施しています。
- 東南アジアの海賊対策として、日本はアジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の作成を主導しました。ReCAAP には、平成 25 年 8 月にはオーストラリアが新たに加入、19 番目の締約国となりました。ReCAAP に基づきシンガポールに設立された情報共有センターでの経験は、ソマリア海賊対策にも活用されるなど、海賊対策の地域協力のモデルとして国際

的にも注目されております。その事務局長は遠藤善久（えんどう よしひさ）氏が務めているほか、海上保安庁から同情報共有センターへ職員1名を派遣し、国際的な連携協力への貢献も積極的に行っています。

- ARF の下でも海上安全保障に特化した ARF 海上安全保障会期間会合（ISM）が平成 21 年以来開催されています。我が国は、平成 23 年 7 月までインドネシア、ニュージーランドとともに ISM の共同議長国を務め、その後も現在我が国はマレーシアと共に本 ISM の優先分野「国際的、地域的な枠組み・取極・協力による信頼醸成」のリード国を務めています。また、平成 26 年 8 月以降、米及び比と共に本 ISM の共同議長国を務める予定です。
- ADMM プラス海洋安全保障に関する専門家会合においては、防衛省より、海上における船舶同士の意図しない衝突や事態のエスカレーションを避けるためのマナーとしての「グッドシーマンシップ」を参加国で共有していくことを提案しています。平成 25 年度の第 2 回 ADMM プラスにおいては、海上における誤解や望ましくない事故を避けるための具体的な手段の構築が求められました。また、平成 25 年 9 月から 10 月に実施された海洋安全保障実動訓練に、海上自衛隊の護衛艦「まきなみ」及び搭載航空機が参加しました。
- 多国間の海上保安機関の連携・協力としては、平成 25 年 9 月に開催された第 14 回北太平洋海上保安フォーラムサミット（日、加、中、韓、露、米の 6 カ国の海上保安機関の長官級の枠組み）に参加し、漁業監視共同パトロールや多国間多目的訓練等の、北太平洋の海上の安全・秩序維持を目的とした参加国の連携について議論をしました。また、平成 25 年 10 月の第 9 回アジア海上保安機関長官級会合（アジアの 18 の国・地域の海上保安機関の長官級の枠組み）において、アジア海域の重要かつ共通の課題である「搜索救助」、「環境保全」、「大規模自然災害対応」、「海上不法活動の取締り」と、これらの分野に横断的に対応する「海上保安能力に係る人材育成」の 5 分野に各国が主体的に連携して取り組むことに合意しました。
- 二国間の海上保安機関の連携・協力としては、第 13 回日印海上保安機関長官級会合（平成 26 年 1 月）において、インド近海におけるソマリア海賊対策の連携強化やインド洋沿岸国等に対する海上法執行能力向上支援について意見交換を行うと共に、アジア海上保安機関長官級会合における取り組みを通じて両機関の関係をさらに強化していくことに合意しました。また、第 12 回日露海上保安機関長官級会合（平成 25 年 7 月）を開催し、海上における密輸、密航等の不法行為の取締りにおける両機関の協力について意見交換をするとともに、環日本海における日露地方機関間の協

力を更に強化していくこと等に合意しました。その他、マレーシア、インド、韓国、ロシア各国海上保安機関と連携訓練を実施しました。

- その他二国間では、日中海上捜索・救助協定に原則合意したほか（平成 23 年 12 月）、第 1 回日印海洋対話（平成 25 年 1 月）を開催し、第 2 回日・シンガポール海上安全保障対話（平成 24 年 6 月）、第 2 回日・フィリピン海洋協議（平成 25 年 2 月）、密漁・密輸対策に関する日ロ関係省庁会議（平成 24 年 6 月）等、種々の協議を実施しました。
- 東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、本件の対応にあたってきました。具体的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査やシミュレーションによる漂流予測を実施しました。また、これらの結果を踏まえ、日米関係機関・専門家間における情報共有・意見交換を行うとともに、アメリカやカナダで洋上漂流物の状況把握調査を行う日本の NGO を支援しました。加えて平成 26 年度から 3 年間の計画として、PICES（北太平洋海洋科学機関）の震災起因洋上漂流物に係る事業への支援を開始しました。この事業では日本、アメリカ、カナダの科学者が連携・協力して、北米大陸西海岸に漂着した震災起因洋上漂流物が現地の海洋環境、生態系、コミュニティに与える影響について、調査を実施します。
- 日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）への参画を通じ、日本海や黄海での海洋環境保全のため、大規模油汚染等への対応体制の構築等、国際的な連携を図っています。

（3）海洋に関する国際協力

- 漂流・漂着・海底ごみに関する国際的な取り組みとしては、日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の下で、漂着ごみの収集活動・組成の把握調査と合わせて意識啓発や人材育成を目的とする国際海岸クリーンアップ（ICC）と、各国の施策などを情報共有するためのワークショップが実施されています。平成 26 年度には、韓国において開催された NOWPAP ICC・ワークショップに日本からも参加し、漂着ごみの回収・収集とともに各国間の情報交換を行いました。
- 閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成 25 年度には、NOWPAP の下で作成された富栄養化状況評価手順書に基づいて、各国が共通の手法で各国海域の富栄養化の状況の評価を行った結果を踏まえ、同手順書の改訂案を作成しました。

- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境パートナーシップ (PEMSEA)」へ参画し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。
- 国際的な枠組みの下に実施されているアルゴ計画等世界気候研究計画 (WCRP) 下の研究計画、全地球観測システム (GEOSS) 10 年実施計画、統合国際深海掘削計画 (IODP)、政府間海洋学委員会 (IOC) が実施・支援している研究計画等に参画し、計画をリードすると同時に、調査の実施と情報の充実に貢献しています。また、国際海洋データ情報交換システム (IODE) に委員を選任し、さらに情報提供を通じて連携・協力を推進しました。
- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書策定に資するため、アルゴ太平洋センターの運営、熱帯ブイ網や高精度観測網の維持による地球観測解析を推進すると同時に、地球シミュレータを活用し、気候変動予測実験を実施しました。
- ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC) 下で実施されている国際海洋炭素調整計画 (IOCCP) と、世界気候研究計画 (WCRP) 下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画 (CLIVAR) の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム (GO-SHIP) に貢献しています。平成 24 年度は北緯 40 度に沿った測線、平成 25 年度は北緯 24 度に沿った測線において、海面から海底直上までの観測を実施しました。
- 国際海運からの二酸化炭素排出は京都議定書の対象外とされ、国際海事機関 (IMO) で議論することとされています。我が国は、その削減のための国際的な枠組みを主導し、平成 23 年 7 月には、先進国、途上国の別なく国際海運に一律に適用する燃費規制を導入する条約改正が採択されています。この条約改正に対応するため、平成 24 年に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が改正され、平成 25 年 1 月 1 日から規制が開始されています。CO₂ 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、現在は更なる対策として、燃費報告制度 (実運航での燃費の「見える化」) や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りを主導すべく取り組んでいます。また、平成 26 年 3 月末に開催された IMO の海洋環境保護委員会 (MEPC66) において、窒素酸化物 (NO_x) 排出 3 次規制の開始時期について審議が行われました。3 次規制については、平成 28 年 1 月 1 日以後に建造される船舶が排出規制海域 (北米海域、米国カリブ海海域) 内を航行する際に適用されることが決定されました。我が国は、脱硝装置 (Selective Catalytic Reduction:SCR) の技術開発を踏まえ、3 次規制の導入が平成 28 年から可能であることを主張しました。

- 「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」の円滑な実施のための課題として、同条約に基づき定められたバラスト水処理設備設置の当初のスケジュールでは設置工事が極度に集中する懸念が国際海事機関（IMO）において示されていましたが、我が国が主導し、設置工事の平準化を目的とした設置スケジュールの見直しについて議論を進めてきたところ、平成25年5月のIMOの海洋環境保護委員会（MEPC65）において見直し案が原則合意され、平成25年11月末開催の第28回IMO総会において最終合意されました。
- 漂流・漂着・海底ごみ問題は地方自治体や一国のみでは解決できない問題であり、我が国は、平成21年に制定された「海岸漂着物処理推進法」に基づき、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制に取り組んでいます。
- 港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書（MOU）に基づき、津波、海底環境改善、海底土砂流動等の共同研究を実施しています。また、ノルウェー地盤工学研究所から研究者を受け入れるなど協働して研究に取り組んでいます。
- 我が国の輸入原油の8割以上が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成19年に沿岸国と利用国等による枠組みである「協力メカニズム」が我が国のイニシアティブによって創設されました。我が国は、同メカニズムに基づき、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を実施しています。
- 各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっています。海上保安庁は、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、JICAを通じ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修、東南アジア諸国に巡視船や航空機を派遣し、訓練・研修等を実施することにより、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締り、捜索救助、環境防災、水路測量、海上交通等の分野で海上保安機関の能力向上支援を行っております。
- ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA技術協定プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に平成25年9月、海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法や船艇運航管理等の講義を実施しました。また、海上保安庁ではソマリアの海上法執行能力向上策や我が国として支援可能な方策等について検討するため、OPRF（海洋政策研究財団）と協力し、同年10月、ソマリア連邦共和国の沿岸警備隊長官等を招へいし、JICA、外務省、IMO

等の支援関係機関が参加の上、「ソマリア連邦共和国海上法執行能力向上支援検討会合及びフォーラム」を実施しました。

- 東南アジア諸国やソマリア周辺国等の法執行能力向上のため、平成 25 年 6 月～7 月、これらの海上法執行機関職員を招へいして実施する JICA「海上犯罪取締り」研修に、海上保安庁では海賊対策をはじめとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。
- アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア船員国際共同養成プログラム」を推進しており、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した研修を行いました。
- 津波脆弱地域において津波に強い地域を作るための研究プロジェクトをチリ及びフィリピンで実施しました。また、北西太平洋沿岸国への津波予測情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施しました。高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進しました。
- インドネシア・フィリピン・日本合同流出油防除総合訓練を行い、技術協力を行うとともに連携を強化しました。

1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

(1) 海洋に関する教育の推進

- 中央教育審議会答申や海洋基本計画の趣旨等を踏まえ、文部科学省では平成 20 年に小学校、中学校、平成 21 年に高等学校の学習指導要領の改訂を行い、例えば中学校社会における「我が国の海洋国家としての特色」や中学校理科における「大気の動きと海洋の影響」など、海洋に関する指導内容の充実・改善を図りました。改訂された学習指導要領は平成 23 年 4 月から小学校において、平成 24 年 4 月から中学校において全面実施され、平成 25 年 4 月からは高等学校において年次進行で実施されています。
- 海洋に関する社会教育やアウトリーチ活動の一環として、大学や研究機関等において、体験学習、出前授業、教員研修セミナー、講演会、海洋教育素材作成等の取組のほか、水族館や科学館と連携した取組などが行われています。また、新しいメディアツールであるニコニコ動画と協働して「しんかい 6500」によるカリブ海の水深 5000m からの深海潜航調査ライブ放送を実現し、リアルタイムで延べ 30 万人の視聴者、50 万件を超えるコメ

ントが寄せられ、大きな反響が得られました。さらに、科学館との連携の一環として、国立科学博物館で開催された特別展「深海」を共催し、来場者数が 59 万人を突破し、国民へ研究成果の広い周知を行いました。

(2) 海洋立国を支える人材の育成と確保

- アジア太平洋地域を中心とした開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行いました。
- 国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海事機関 (IMO) において、関水康司 (せきみず こうじ) 氏が事務局長を務めています (任期は平成 27 年末まで)。また、国際海洋法裁判所においては、平成 17 年 10 月以降、柳井俊二 (やない しゅんじ) 氏が裁判官を務めています (平成 23 年 10 月から平成 26 年 9 月末までは同裁判所所長)。平成 24 年 6 月には、大陸棚限界委員会委員に浦辺徹郎 (うらべ てつろう) 氏が再選されました。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を輩出しています (法律・技術委員会委員として岡本信行 (おかもと のぶゆき) 氏 ((独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員) (任期は平成 28 年まで)、財政委員会委員として山中真一 (やまなか しんいち) 氏 (外務省職員) (任期は平成 28 年まで))。
- 高等専門学校や大学において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成しています。海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成の観点から、例えば、東京大学では 5 研究科と海洋アライアンスが共同し、大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、平成 21 年から「海洋学際教育プログラム」を行っています。おり、平成 25 年度は 166 名が本プログラムに参加しました。
- 東京海洋大学において、海洋学の分野の教員を結集し、物理系、化学系、生物系を統合した「気候変動の世紀における体系的海洋学教育プログラム」を平成 22 年度から行っています。
- また、横浜国立大学の統合的海洋教育・研究センターにおいては、平成 19 年 10 月から「統合的海洋管理学プログラム」を行っています。さらに、海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、平成 25 年度は東京海洋大学の練習船と、茨城大学、東京大学、新潟大学、名古屋大学及び熊本大学の臨海・臨湖実験所を教育関係共同利用拠点に認定し、地域の特色をいかした実習教育を実施しました。

(3) 海洋に関する国民の理解の増進

- 海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人または団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成 25 年 7 月、「第 6 回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）を行い、4 名 3 団体が表彰されました。
- 「海の恩恵に感謝し、海洋立国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的とする「海フェスタ」（第 10 回）が、平成 25 年 7 月、秋田県男鹿市を中心とする 5 市町村において開催されました。
- 毎年 7 月の「海の日」「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船の一般公開、体験乗船、施設見学会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。
- 毎年 7 月の「海岸愛護月間」において海岸愛護の普及と啓発を行っており、平成 24 年度は、あわせて大規模津波防災総合訓練等を各地で実施しました。
- 毎年 7 月 16 日から 31 日にかけて海の事故ゼロを願い、官民一体となって全国海難防止強調運動を行っています。
- 国土交通省と海の仕事に関係する団体が「海の仕事.com」を継続して運営しています。また、(独)航海訓練所と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報しました。
- 「海の駅」の設置を推進するとともに（平成 26 年 4 月現在、全国 151 箇所）「海の駅」と地域との連携を支援し、海洋教育の普及、マリンレジャーの振興、地域の振興を図りました。また、海洋の利用調整ルール、安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施し、ミニボートの安全対策として、ミニボート利用者向けの安全マニュアルを用いた安全講習会を行いました。
- マリンレジャーに対する国民の理解の増進を図るため、プレジャーボートを利用したマリンレジャーの普及に伴い顕著化している放置されたプレジャーボート（放置艇）の実効的かつ抜本的な解消に向けて、関係省庁、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者が、連携・役割分担の下で取り組むべき施策を総合的にとりまとめた、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を平成 25 年 5 月に策定しました。
- (独)海洋研究開発機構が毎年開催している全国の児童を対象とした「ハガキにかこう海洋の夢コンテスト」が平成 25 年度に第 16 回をむかえ、

32,789 点の作品の応募がありました。また、入賞者全員を海洋調査船の体験乗船に招待しました。

- 自然環境の保全、地域における観光の振興に重要な意義を有するエコツーリズムを推進するプログラムやルール作り等に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイド等の人材育成を行いました。
- (独)水産総合研究センターによる「水産技術交流プラザ」、東京海洋大学による「水産海洋プラットフォーム」などの継続開催により、産学官の連携に努めました。また、独立行政法人等において、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への情報発信に努めました。

参 考 資 料

- 1 海洋に係る基本的情報・データ
- 2 各府省における海洋に関する業務一覧
- 3 用語集
- 4 平成25年4月以降に成立した法律・政令

表1 海洋に係る基本的情報・データ

・世界の状況

項目	データ	備考
国連海洋法条約批准国数	165カ国・地域(平成25年4月)	日本は平成8年6月に批准(国連ホームページより)
世界の海上輸送量	99億1,400万トン(平成25年)	(*2)
世界の漁業・養殖業生産量	1億8,294万トン(平成24年)	(*1)
世界の海賊発生件数	264件(平成25年)	国際商業会議所国際海事局作成レポートより
うち東南アジア	128件(平成25年)	
うちソマリア沖	15件(平成25年)	
世界の新造船建造量	1億185万総トン(平成23年)	(*2)

・日本の状況

項目	データ	備考	
我が国の船舶数			
外航海運	日本籍船	159隻(平成25年6月30日現在)	我が国外航海運企業が運航する2000総トン以上の外航商船群(*2)
	外国用船	2,450隻(平成25年6月30日現在)	
内航海運	旅客船	2,274隻(平成25年4月1日現在)	(*2)
	貨物船	5,302隻(平成25年3月31日現在)	(*2)
漁船	185,465隻(平成20年)	農林水産省ホームページより	
プレジャーボート(保有隻数)	263,101隻(平成25年度)	特殊小型船(PWC)、プレジャーモーターボート、プレジャーヨット及び遊漁船の合計 (小型船舶統計(日本小型船舶検査機構)より)	
日本人船員数	65,084人(平成25年)	(*2)	
うち外航船員数	2,263人(平成25年)	(*2)	
うち内航船員数	26,854人(平成25年)	(*2)	
うち漁業船員数	20,359人(平成25年)	(*2)	
その他	15,608人(平成25年)	引船、はしけ、官公庁船の船員数(*2)	
港湾・漁港の数			
港湾数	994港(平成26年1月1日)	国土交通省港湾局調べ	
漁港数	2,909港(平成26年4月1日)	農林水産省ホームページより	
日本の新造船建造量	1,459万総トン(平成25年)	世界の新造船建造量の20.7%(第3位) (HIS(旧ロイド)資料より)	
海上搬送			
我が国の海上貿易量	9億7,339万トン(平成25年)	総貿易量の99.7%(*2)	
海上輸送による輸入量	8億608万トン(平成25年)	総輸入量の99.8%(*2)	
海上輸送による輸出量	1億6,732万トン(平成25年)	総輸出量の99.2%(*2)	
国内旅客輸送人員	8,407万人(平成23年度)	(*2)	
船舶事故隻数	2,306隻(平成25年)	(*4)	
日本関係船舶の海賊被害件数	9件(平成25年)	国土交通省海事局調べ	
漁業生産等			
漁業・養殖業生産額	1兆4,178億円(平成24年)	(*1)	
漁業・養殖業生産量	486万トン(平成24年)	(*1)	
漁業従事者数	17.4万人(平成24年)	岩手・宮城・福島の3県は含まず(*1)	

表 1 海洋に係る基本的情報・データ

(参考)海洋の面積等

・世界のデータ

項目	データ	備考
海洋の面積	3億6,203万km ²	地表面積5億0,995万km ² の70.8%(*5)
太平洋海域の面積	1億8,134万km ²	オホーツク、日本海等を含む(*5)
大西洋海域の面積	9,431万km ²	地中海、黒海等を含む(*5)
インド洋海域の面積	7,412万km ²	紅海、ペルシャ湾を含む(*5)
北極海の面積	1,226万km ²	(*5)
海洋の平均水深	3,729m	(*5)
最深の水深	10,920m	マリアナ海溝(*5)

・日本のデータ

項目	データ	備考
我が国の領海と排他的経済水域の合計面積	約447万km ²	内水を含む (海上保安庁海洋情報部調べ)
我が国の海岸線の距離	3万5,306km	(*3)

* 各種データの出典について、政府刊行物等掲載のものについてはその刊行物を記しております。

- * 1 水産白書(農林水産省水産庁)
- * 2 海事レポート(国土交通省海事局)
- * 3 海岸統計(国土交通省水管理・国土保全局)
- * 4 海上保安レポート2014(国土交通省海上保安庁)
- * 5 理科年表(丸善/国立天文台編)

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
内閣府	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)	参事官(国家基盤技術担当)	・海洋分野を含む我が国の科学技術の総合的かつ基本的な政策の企画立案及び総合調整 等
	政策統括官(防災担当)	参事官(調査・企画担当)	・東海地震や東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の津波避難対策業務 等
	沖縄振興局		・沖縄の離島における社会資本整備に係る業務
警察庁	生活安全局	地域課	・水上警察に関する業務 ・水難発生時における人命の救助及び水難の防止に関する業務 等
	警備局	警備課	・津波、高潮等に係る災害警備に関する業務
		外事課	・沿岸警戒に関する業務
総務省	消防庁	予防課 特殊災害室	・海上災害に関する消防上の対策に関する業務
		国民保護・防災部 防災課国民保護運用室	・津波警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民に瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備・運用に関する業務
法務省	刑事局	国際課	・旗国通報関連業務(国連海洋法条約に基づき、海上犯罪等に関し我が国がとった措置等を通報)
外務省	総合外交政策局	海上安全保障政策室	・海賊対策、アジア海賊対策地域協力協定の活動に係る業務 ・ASEAN地域フォーラム(ARF)における海上安全保障に関する業務
		宇宙室	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務 等 - 地球観測に関する政府間会合(GEO) - 国際移動通信衛星機構(IMSO)
		国際安全・治安対策協力室	・国境を越える犯罪に関するASEAN+3協力に係る業務(海賊対策)
	軍縮不拡散・科学部	不拡散・科学原子力課	・拡散に対する安全保障構想(PSI)に関する業務 ・海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)2005年議定書に係る業務
		国際科学協力室	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務 等 - 統合国際深海掘削計画(IODP) - 北太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)
	経済局	経済安全保障課	・エネルギー資源その他の資源や海洋の開発及び利用に関する対外経済関係のうち、日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策等に関する業務 等
		漁業室	・多国間での漁業資源の保存及び管理のための体制構築・維持・運用に関する業務
	国際協力局	専門機関室	・国際海事機関(IMO)に関する業務 ・国際水路機関(IHO)に関する業務
		地球環境課	・生物多様性条約(CBD)に関する業務 ・ロンドン議定書に関する業務 ・北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に関する業務
	国際法局	海洋室	・国連海洋法条約に関する業務(含:大陸棚限界委員会、国際海底機構及び国際海洋法裁判所)
各地域局	各地域課	・海洋及び漁業に関する二国間協定又は協議の体制構築・維持及び運用に関する業務	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
財務省	関税局	監視課	・関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶等の取締りに関する業務
文部科学省	生涯学習政策局	社会教育課	・社会教育(水族館等の博物館を含む。)における海洋に関する教育の推進に係る業務
	初等中等教育局	教育課程課	・海洋に関する教育も含む初等中等教育の教育課程に係る企画、立案等に関する業務
		児童生徒課 産業教育振興室	・高等学校の教科「水産」に関する教育の推進に係る業務
	高等教育局	専門教育課	・高等教育機関における海洋に関する人材の育成に関する業務
	研究開発局	地震・防災研究課	・地震計・津波計等の各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの技術開発に関する業務 ・地震調査研究推進本部等の方針に基づき、東南海・南海地震等の海溝型地震に関する調査観測研究や沿岸海域活断層等の調査研究に関する業務 等
		海洋地球課	・海洋科学技術の研究開発に関する基本的な政策の企画・立案・推進業務 ・独立行政法人海洋研究開発機構の事業管理などに関する業務 ・海洋鉱物資源探査技術高度化、海洋生物資源確保技術高度化、及び東北マリンサイエンス拠点形成事業等、海洋に関する研究開発事業の実施に関する業務 ・統合国際深海掘削計画(IODP)の推進、及び政府間海洋学委員会(IOC)への参画など、海洋に関する国際協力業務 等
		環境エネルギー課	・GEOSS(全球地球観測システム)10年実施計画に基く、地球観測・予測研究の実施に関する業務 ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書策定に資するための、地球シミュレータを活用した気候変動予測等の科学的基礎提供に関する業務 ・全地球に関する多様な観測データを体系的に収集蓄積し、処理、解析、提供に関する業務
	独立行政法人 海洋研究開発機構		・海洋科学技術に関する研究の推進(地球環境変動研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物圏研究、海洋資源の探査・活用技術の研究開発、基盤技術開発)、共同研究及び研究協力の推進、統合国際深海掘削計画の推進、独創的・萌芽的な研究の推進 ・海洋に関する研究開発成果の普及、情報発信、普及広報活動、研究開発成果の権利化及び適切な管理 ・海洋に関する研究開発等を行う者への研究船(地球深部探査船など)の供用、試験研究施設(地球シミュレータなど)の供用 ・海洋にかかわる研究者及び技術者の養成と資質の向上 等
	スポーツ・青少年局	青少年課	・海洋等における青少年の自然体験活動の促進業務
	文化庁	文化財部(伝統文化課、記念物課、参事官付(建造物担当))	・文化財(海洋に関連のある文化財を含む)に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
農林水産省	林野庁	国有林野部 (経営企画課、業務課)、森林整備部 (治山課、研究指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林制度による海岸林等の適正な管理に関する業務 ・治山事業等による海岸林等の整備・保全に関する業務 ・津波などにより被災した海岸林等及びこれに係る施設を復旧するための災害復旧等事業に関する業務
	水産庁	漁政部 (漁政課、企画課、水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産庁の所掌事務に関する総合調整業務 ・水産に関する総合的な政策の企画及び立案に関する業務 ・漁業経営対策に関する業務、水産業協同組合への指導監督業務、水産金融制度に係る業務 ・水産物の加工業・流通業に関する業務 ・漁船保険・漁業共済制度に関する業務
		資源管理部 (管理課、漁業調整課、国際課)	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づくTAC及びTAEの設定等に関する業務、資源回復計画に関する業務、漁業取締り業務 ・漁業法に基づく沿岸・沖合漁業の指導監督業務、遊漁船業に関する業務 ・漁業法に基づく遠洋漁業の指導監督業務 ・漁業に関する国際協定等の業務、海外漁業協力業務
		増殖推進部 (研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産に関する試験研究業務 ・漁場の保全及び水産資源に関する試験及び研究に関する業務 ・沿岸漁業に係る漁場の保全に関する業務 ・海洋水産資源の開発の促進に関する業務 ・栽培漁業、養殖業等に関する業務
		漁港漁場整備部 (計画課、整備課、防災漁村課)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備法に基づく漁場整備・漁港整備等に関する業務 ・漁村・漁港海岸事業に関する業務、水産関連施設の災害復旧に関する業務
経済産業省	産業技術環境局	知的基盤課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合研究所の海洋を含む地質調査に関する業務
	資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーに関する政策に関する業務(洋上風力発電等の海洋エネルギー利用を含む。)
		資源・燃料部 政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物等の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務 ・鉱業法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行に関する業務
		資源・燃料部 石油・天然ガス課	<ul style="list-style-type: none"> ・海底下の石油、可燃性天然ガス等(メタンハイドレートを含む)のエネルギー資源の開発及び利用の推進に関する業務 ・日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に関する業務
	原子力安全・保安院	鉱山保安課	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法の施行のうち、海洋にある鉱山の保安に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行のうち、深海底鉱業を行うことに伴う保安に関する業務等

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	総合政策局	海洋政策課	・海洋基本計画の下での国土交通省として推進すべき海洋施策の企画・立案及び関係各局との総合調整に関する業務 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する業務 ・海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する業務 等
	国土政策局	総合計画課	・国土形成計画のうち海域の利用及び保全に関する事項の企画及び立案並びに推進に関する業務
		離島振興課	・離島の振興に関する業務
		特別地域振興官	・奄美群島、小笠原諸島における振興開発に関する業務
	都市局	公園緑地・景観課	・海浜部における都市公園整備等に関する業務
	水管理・国土保全局	水政課	・海岸(港湾に係る海岸を除く。)の行政監督に関する業務 ・公有水面(港湾内の公有水面を除く。)の埋立てに係る認可等に関する業務 等
		河川環境課	・海洋環境の保全等に資する河川環境の保全に関する政策の企画及び立案に関する業務
		砂防部保全課	・総合的な土砂管理の取組に関する業務
		防災課	・高潮等により被災した施設の災害復旧関係事業に関する業務
		砂防部保全課海岸室	・海岸の整備、利用、保全その他管理に関する業務(港湾に係る海岸を除く) ・低潮線保全区域における低潮線の保全に関する業務
		下水道部	・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・水質環境基準達成を目的とした下水道の基本計画である流域別下水道整備総合計画に関する業務 ・下水道の整備促進や高度処理導入の推進に関する業務
	海事局	総務課	・海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関する業務 等
		海洋・環境政策課	・海事局の海洋開発・利用及び環境保全関係事務に関する総合的な政策の企画・立案・調整等
		安全政策課	・船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
		船員政策課	・船員に係る事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関する業務 ・船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する業務 ・船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する業務 等
		外航課	・外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関する業務等
		内航課	・水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する業務 等
		船舶産業課	・造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務 ・船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通、及び消費の増進、改善及び調整に関する業務 等
		検査測度課	・船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する業務 ・船舶のトン数の測度及び登録に関する業務 等
		海技課	・船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する業務 等

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務	
国土交通省	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	共有建造支援部 共有船舶管理部	・各種の支援業務(海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者の使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること 等) ・高度船舶技術に関する調査、情報収集・提供 等	
		企画調査部	・船舶、港湾分野の基礎的研究の実施・成果の普及	
	独立行政法人 航海訓練所		・商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対する航海訓練の実施	
	独立行政法人 海技教育機構		・船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授	
	独立行政法人 海上技術安全研究所		・船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等	
	港湾局		総務課	・港湾及び航路の管理に関する業務 ・港湾内の公有水面埋立の認可に関する業務 等
			港湾経済課	・港湾運送及び港湾運送業の発達、改善及び調整に関する業務 ・港湾の利用に関する業務 ・港湾等の整備、利用及び保全に関する情報化に関する業務 等
			計画課	・港湾及び航路の整備及び保全に関する計画及び港湾等の基本的な政策の企画、立案に関する業務 ・港湾及び航路に関する基礎的な調査に関する業務 ・港湾に係る事務で国土の総合的な利用、整備、保全又は地域の振興に関する業務
			産業港湾課	・港湾における産業の国際競争力強化のための港湾の整備等に関する基本的な政策の企画、立案に関する業務 ・民間都市開発推進法のうち港湾施設に関する業務 ・港湾に係る国際機関との連絡及び国際協力に関する業務 等
			技術企画課	・港湾等の整備及び保全に関する工事の実施、検査及び指導に関する業務 ・港湾の施設に関する技術上の基準に関する業務 等
			海洋・環境課	・港湾に係る事務で海洋に関する基本的な計画に関する業務 ・港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画及び事業の事業計画に関する業務 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務 ・特定離島港湾施設の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関する業務 等
海岸・防災課			・港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する業務 ・港湾及び航路に関する災害の防止及び復旧に関する業務 ・港湾に係る危機管理に関する業務 等	
	独立行政法人 港湾空港技術研究所	・大規模地震防災、津波防災、高潮・高波防災、海上流出油対策等沿岸域の人為的災害対応、閉鎖性海域の水質・底質の改善、沿岸生態系の保全・回復、広域的・長期的な海浜変形、港湾・空港施設の高度化、ライフサイクルマネジメント、水中工事等の無人化、海洋空間高度利用技術・環境対応型技術等に関する調査・研究・技術の開発・成果の普及等		

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	地方整備局	港湾空港部	・港湾及び港湾海岸の整備、利用、保全及び管理に関する業務
	北海道開発局	港湾空港部	・北海道における港湾及び港湾海岸の整備、利用、保全及び管理に関する業務
		農業水産部	・漁港漁場整備法に基づく漁港整備の実施に関する業務
	独立行政法人 港湾空港技術研究所		・大規模地震防災、津波防災、高潮・高波防災、海上流出油対策等沿岸域の人為的災害対応、閉鎖性海域の水質・底質の改善、沿岸生態系の保全・回復、広域的・長期的な海浜変形、港湾・空港施設の高度化、ライフサイクルマネジメント、水中工事等の無人化、海洋空間高度利用技術・環境対応型技術等に関する調査・研究・技術の開発・成果の普及等
	航空局	航空ネットワーク部 環境・地域振興課	・離島航空路線の維持を図るための補助、離島における就航率の向上等を図るための衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費の補助に関する業務
	国土地理院	測地部	・排他的経済水域(EEZ)の範囲を決定する基線を構成する離島等における三角点の新設や既設三角点の改測等の位置情報整備に関する業務
		基本図情報部	・離島の周期的な空中写真撮影に関する業務
		測地観測センター	・標高の基準となる平均海面の高さの決定等のための全国25験潮場における潮位観測に関する業務 ・電子基準点を設置している沖ノ鳥島等における位置決定のための連続観測に関する業務
		地理地殻活動研究センター	・海岸昇降検知センターにおける各省庁及び公共機関等の登録潮位観測施設(145施設)の潮位観測データの一元的提供に関する業務
	気象庁		・海洋を含む気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に係る業務 ・以下についての総合調整及び実施に関する業務 -海上の気象等の観測及びその成果の発表 -海上の気象等の予報、注意報、警報等の発表 -地震・津波・火山噴火に関する観測とその成果の収集及び警報等の発表 -高潮・波浪等に関する観測と成果の収集、注意報・警報等の発表 -海流、海水温、海水等の海水象に関する観測と成果の収集、予報等の発表 -気候に関する情報の収集及び発表
		気象研究所	・地震発生の予知研究等に関する業務 ・津波予測研究に関する業務 ・水象に係る物理的及び地球化学的研究に関する業務 ・水象に係る予報の研究に関する業務 等
	海上保安庁	総務部	・政策の企画・立案、海上保安庁内の総合調整等に係る業務
		装備技術部	・船舶、航空機の建造・維持、各種装備に関する技術的事項の企画・立案等及び国有財産、物品等の管理に係る業務
		警備救難部	・海難救助、マリンレジャーの安全推進、国内及び外国船による密漁対策、密輸・密航対策、テロ対策、不審船・工作船対策、海洋環境の保全、海洋環境保全対策、海上環境事犯の摘発、事故災害対策、自然災害対策、海賊対策に係る業務
		海洋情報部	・海底地形の調査や航海に必要な情報の収集、海図や航行警報による情報提供等に係る業務
交通部		・海上交通ルールの設定や航路標識の管理、海難の調査等、海上交通の安全に関する業務	
独立行政法人 海上災害防止センター		・海上防災措置の実施、排出油等防除資機材の保有、海上防災訓練に関する業務、海上防災に関する調査研究、海上防災に関する情報の収集・整理・提供、国際協力の推進 等	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	運輸安全委員会		・船舶事故の再発防止、被害の軽減を目的とした調査に関する業務 ・関係する行政機関や事故を起こした関係者等への勧告等に関する業務
	海難審判所		・海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判に関する業務
	国土技術政策総合研究所	沿岸海洋・防災研究部	・沿岸海洋における環境・防災に関する調査・研究及び開発業務 ・沿岸域における総合的な計画に関する調査・研究及び開発業務
		港湾研究部	・港湾及び航路の整備・利用計画に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾の配置・機能・能力に関する調査・研究及び開発業務 ・港湾施設の設計及び技術上の基準に関する調査・研究及び開発業務
		河川研究部	・海岸及び海岸構造物に関する調査、試験、研究及び開発及び技術の指導 ・海岸及び海岸構造物に関する技術上の基準に関する調査研究
	地方整備局	河川部	・海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
	北海道開発局	建設部	・北海道での海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 ・北海道での直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
環境省	水・大気環境局	水環境課	・公共用水域(海域を含む)についての水質環境基準の設定、排水規制に関する業務 ・都道府県が実施する公共用水域(海域を含む)の水質常時監視結果の集計に関する業務
		水環境課 海洋環境室	・海洋汚染防止法の下での海洋投入処分の許可審査に関する業務 ・国家的な緊急時計画に基づく油及び有害液体物質事故に準備・対応するための脆弱沿岸マップの作成及び更新業務 ・事業者からIMOに提出するバラスト水管理システム装置申請書の国内事前審査業務 ・漂流・漂着ごみの削減に向けた取組の推進に関する業務 等
	自然環境局	総務課 自然ふれあい推進室	・海洋域を含むエコツーリズムの推進等に関する業務
		総務課 生物多様性センター	・自然環境保全基礎調査、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)に関する業務
		自然環境計画課	・自然環境保全地域(海域を含む)の指定に関する業務 ・自然環境保全地域の海域特別地区での許可業務 ・国内のサンゴ礁保全及びサンゴ礁保全のための国際ネットワークの推進に関する業務 ・海洋生物多様性保全戦略の実施に関する業務 等
		国立公園課	・国立公園の海域公園地区及び普通地域(海域)での許認可業務 ・国立・国定公園における海域公園地区の指定に関する業務 ・オニヒトゲ駆除、海岸清掃等の海域の適正管理に関する業務
		野生生物課	・海鳥類など海洋に生息する野生生物の種の保存や保護管理に関する業務 ・国指定鳥獣保護区の指定や管理等に関する業務 等
	地球環境局	地球温暖化対策課	・浮体式洋上風力発電実証事業をはじめとする再生可能エネルギーの技術開発・実証・普及に関する業務
		研究調査室	・地球規模の温室効果ガスの観測に関する業務
	廃棄物・リサイクル対策部	廃棄物対策課	・海岸(海岸保全区域外)に大量に漂着した廃棄物を市町村が処理した場合の支援に関する業務 ・海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設の整備に対する市町村への支援に関する業務 等
		浄化槽推進室	・浄化槽の整備に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
防衛省	防衛政策局	防衛政策課	・海洋政策に関する業務
		国際政策課	・海上安全保障分野での各国との防衛交流等に関する業務
		防衛計画課	・自衛隊の組織、編成、装備、配置等に関する業務
		調査課	・海洋情報に関する業務
	運用企画局	事態対処課	・海上警備行動、海賊対処行動、警戒監視等自衛隊の行動に関する業務
		運用支援課	・海上自衛隊の部隊訓練等に関する業務
	海上幕僚監部		<ul style="list-style-type: none"> ・海上における人命・財産の保護、周辺海域の警戒監視を含む海上自衛隊の隊務の計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の計画の立案に必要な情報に関する計画の立案に関する業務 ・海上自衛隊の隊務の能率的運営の調査及び研究に関する業務 ・海上自衛隊の部隊等の管理及び運営の調整に関する業務 ・海上自衛隊について防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関する業務

用語集

本用語集は、海洋基本計画用語集 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/080318yougo.pdf>) に「平成26年版 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策（海洋の年次報告）」で使われた用語を追加した資料です。

説明は海洋基本計画及び海洋の年次報告に則して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではありません。

用語	説明
あ行	
アウトリーチ活動	専門家や関係機関が一般社会に向けて、分かりやすく親しみやすい形で教育普及・啓発活動等の働きかけを行う活動。国民との双方向的な対話を通じて、国民が海洋に関する夢、感動、海洋の魅力を感じることにより、海洋に関する理解の増進に資する効果を有する。
アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP)	東南アジアにおいて急増する海賊・海上武装強盗に対処するため、海賊等に関する情報共有と各国の協力体制の構築を通じて海上保安機関間の協力強化を図ることを目的として、アジア諸国を始めとする関心国間で結ばれた協定。同協定に基づき、情報共有センターはシンガポールに設置され、締約国間の海賊行為等の情報共有や容疑船舶の拿捕等の協力体制の構築等を行っている。平成26年3月現在の締約国は19カ国。
アジア人船員国際共同養成プログラム	船舶の安全運航のためには船員の質の向上を図ることが重要であること、今後世界規模での船員逼迫が予想されること、資質の高いアジア人船員の確保が我が国の海上輸送の確保上依然として重要であることから、優秀なアジア人船員を育成・確保するため、我が国主導で策定するプログラムであり、アジア各国における船員教育システム全体の改革を我が国が支援する等の取組を内容とする。
アジア太平洋経済協力 (APEC)	アジア太平洋経済協力 (APEC: Asia-Pacific Economic Cooperation) はアジア太平洋地域の21の国と地域が参加する経済協力の枠組みであり、経済規模で世界全体のGDPの約6割、世界全体の貿易量の約5割及び世界人口の約4割を占め、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、人間の安全保障、経済・技術協力等の活動を行っている。
アジェンダ21	1992年の国連環境開発会議で採択された行動計画。大気保全、森林、砂漠化、生物多様性、海洋保護、廃棄物対策などの具体的問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金、技術移転、国際機構、国際法の在り方等についても規定している。
アルゴ計画	世界気象機関及び政府間海洋学委員会などの協力のもと、国際的な枠組みにより、世界の海洋を常時観測するシステムとして中層フロート（海面から深さ2,000メートルまでの間を自動的に浮き沈みしながら水温・塩分を観測し、そのデータを人工衛星経路にて通報する観測機器）を全世界に約3,000台投入して、海洋の状況をリアルタイムに把握する計画。平成19年11月に3,000台投入という目標を達成し、現在はこの台数の維持に努めている。
磯焼け	浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象。
イノベーション・システム	技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと（イノベーション）を目的とし、その過程に関係する機関（主役となる企業、知識を提供する公的研究機関、大学等）の活動、これらの機関の相互間での資源（知識、人材等）の流れ及びそれぞれの活動に影響を与える外的要因（例：政府による規制・奨励策、金融政策、雇用政策、教育・人材育成政策等）の総体を指す。
インターンシップ	学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。学生の主体的な職業選択や高い職業意識の育成、就職後の職場への適応力や定着率向上、自主性・独創性のある人材の育成等の意義がある。
海の月間	広く国民の「海」に対する理解と認識を深めるため、政府、地方公共団体、海にかかわりのある様々な団体等が協力して、より活発な広報活動等に取り組む期間として設けられているもの。国民の祝日「海の日」を含む7月1日から31日までの期間。

表3 用語集

用語	説明
海の日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを目的に、国民の祝日に関する法律に定められた国民の祝日。7月の第3月曜日。明治9年に、明治天皇のご巡幸の際、灯台巡回船「明治丸」で函館から横浜にご到着された日を記念した「海の記念日（7月20日）」を、平成8年から国民の祝日としたもの。
運航トン数	運航する船舶の純トン数。純トン数は、船舶の大きさを表す一つの指標で、重量を表す単位とは異なり、それぞれの船舶の旅客や貨物の運送に使用する場所の大きさ（容積）で表される。その船舶の利益を上げるための場所の大きさとみなして、種々の税金や手数料を定める根拠として用いられている。
運輸安全マネジメント制度	運輸事業者自らが、経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築・改善することにより輸送の安全性を向上させることを目的としたもの。本制度では、各事業者は輸送の安全を確保するための事業運営方針、事業の実施及び管理に関する体制や方法について定めた規程（安全管理規程）の作成・届出、経営中枢で安全管理体制を統括管理する立場の者（安全統括管理者）の選任等を行い、安全管理体制の継続的な改善が求められる。また、国は各事業者に立入り、安全管理体制の実施状況の確認、安全管理体制の更なる向上のための評価・助言を行う運輸安全マネジメント評価を実施する。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
沿岸域	海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域。沿岸域は、様々な自然環境や多様な機能を有し、陸域の影響を顕著に受け、様々な利用が輻輳していることから、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる範囲については、海域及び陸域における諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずべき区域でもある。
沿岸漂砂 (えんがんひょうさ)	沿岸流によって海岸線と平行方向に移動する土砂、またはその現象。長期的に海岸侵食や港湾の埋没を引き起こす原因となる。
オゾン層	地上から約10～50km上空の成層圏に存在するオゾンにより形成される、地球を取り巻く層。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。
か行	
海岸保全施設	海岸保全区域（津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。
外航	本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海。
海溝型地震	海溝付近のプレート境界やプレート内部で発生する地震を総称して海溝型地震と呼ぶ。ある程度の間隔を周期として定期的な発生すること、規模がマグニチュード8以上と非常に大きくなる場合があること、津波を伴う場合があることが特徴。我が国周辺では、平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）や、近い将来の発生が指摘されている東海地震等が例として挙げられる。
海山	円形または楕円形の底面をもち、周囲の海底から1,000m以上そびえ立つ独立した海面下の隆起部。比較的急な斜面を有し、かつ小さな頂部を有して、浸食されていない陸上火山の地形に類似する。平たい山頂部や斜面部にはコバルトリッチクラストが広く分布するものがある。周辺の海底面からの比高が1,000m未満のものは海丘という。

表3 用語集

用語	説明
海象 (かいしょう)	波浪や潮流などの、海洋における自然現象。海象観測により得られたデータは、地球環境変動予測や海洋上での安全な活動、海岸保全対策の実施等の資料として利用される。
海上人命安全条約 (SOLAS条約)	タイタニック号の遭難事故を契機に、それまで各国に任されていた船舶の安全性確保について国際的に取り決めた1914年の条約が最初のもので、現在は1974年に採択された本条約が効力を有している。船舶の構造、設備、船上で行われるべき措置、安全運航の管理に係る技術要件について規定されている。正式名称は「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」。日本は1980年に締結、同年発効。
海底熱水鉱床 (かいていねっすいこうしょう)	海底から噴出する熱水が低温の海水と接触することにより、銅、鉛、亜鉛、金、銀、レアメタル等の金属成分が析出・沈殿してできた多金属鉱床。水深500～3,000mの海底に分布している。我が国では昭和60年度から調査を開始し、沖縄近海、伊豆・小笠原海域などで鉱床が発見されている。
開発保全航路	重要な航路であるため、国が開発及び保全する必要がある航路。航路の機能を確保するため、維持浚渫、障害物の除去、パトロール等の維持管理を行っている。
海洋汚染防止条約 (MARPOL条約)	船舶の航行に起因する環境汚染（油、有害液体物質、危険物、汚水及び廃棄物による汚染等）を防止するため、船舶の構造設備等に関する基準を定めた国際条約。日本は、1983年に「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」を締結。同年、同議定書とともに本条約は効力を生じた。1997年の改正議定書により、オゾン破壊物質や窒素酸化物などの排ガスを規制する附属書VIが追加された（同改正議定書については、日本は2005年に締結、同年発効）。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を審議することを目的として、科学技術・学術審議会に設置されている分科会。
海洋航行不法行為防止条約2005年議定書（仮称）	海洋航行不法行為防止条約（SUA条約）を改正するための議定書。新たに船舶を使用した一定の不法行為並びに大量破壊兵器及びその関連物質等の船舶による輸送行為等を条約上の犯罪とし、それらの行為を防止・抑止するための乗船等について規定するもの。2005年10月に採択された。12か国が締結した日の後90日の日に効力を生じる。2014年3月末時点で29か国・地域が締結。2010年7月に発効。 なお、SUA条約とは、暴力等を用いた船舶の奪取及び管理並びに船舶の破壊等行為の犯人又は容疑者が刑事手続きを免れることがないよう、締約国に対し、一定の場合には裁判権を設定すること及びこのような行為を引渡犯罪とすることを義務付けた上で、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか、訴追のため事件を自国の当局に付託するかいずれかを行うことを定めたもの。1988年に採択され1992年に発効した（日本は1998年に締結。）。2014年3月末時点で164か国・地域が締結。
外洋上プラットフォーム	海洋空間利用の基盤となる施設で、深い海域にも対応できる浮体構造式構造物。洋上での発電用風車の稼働等を可能とするため、構造の強度や信頼性の向上のための技術、係留技術等の要素技術を確立した。
海洋情報クリアリングハウス	国内の各機関がそれぞれ保有し提供している海洋情報を容易に検索し利用できるよう、それら海洋情報の概要や入手方法等の所在情報をデータベース化しインターネットを通じて提供するシステム。
海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針	海洋水産資源開発促進法の規定に基づき、沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進等を図るに当たって基本的な事項を定めた指針。概ね5年ごとに定めている。

表3 用語集

用語	説明
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定に基づき、農林水産大臣が定める計画であり、資源の動向を基礎として漁業の経営状況等を勘案し、第1種特定海洋生物資源（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば・ごまさば、するめいか、ずわいがにの7魚種）について漁獲可能量を、第2種特定海洋生物資源（あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの9魚種）について漁獲努力可能量を定めるもの。毎年少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときには変更される。
海洋生物多様性保全戦略	海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とし、基本的な考え方と施策の方向性を示すため、環境省が関係省庁の協力を得て平成23年3月に策定したものの。この中に我が国の海洋保護区の定義が定められている。
海洋大循環	<p>海洋の表層と深層における大洋から全球規模のスケールで循環する流れを合わせて、海洋大循環という。</p> <p>表層の循環（風成循環）は海上を吹く風によって駆動され、一方、深層の循環（熱塩循環）は水温と塩分によって決まる密度の差によって駆動される。表層の循環は時計回りと反時計回りの水平的な循環（亜熱帯循環と亜熱帯循環）であるのに対し、深層循環は南北方向の鉛直の循環（子午面循環）である。</p> <p>深層循環は、海面付近で冷却され密度が大きくなった海水が海底付近まで沈み込むグリーンランド沖や南極大陸周辺海域を出発点としている。その後、太平洋、インド洋、及び大西洋の約4000m以深を広がり、周囲の海水との混合などによって徐々に浮力を得て、2000～3000mの深さを通して、約1000年の時間スケールで全球を循環して出発点へと戻っていく。</p>
海洋地球観測探査システム	第3期科学技術基本計画にて選定された国家基幹技術の一つであり、衛星による全球的な観測・監視技術と深海底下までをカバーする海洋探査技術により得られる各種データを有機的に統合し、社会的・科学的に有用な情報に変換して提供するシステム。我が国の地球環境観測、災害監視、資源探査などに貢献することが期待される。
海洋バイオマス	<p>バイオマスとは、生物（bio）の量（mass）に由来し、「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。バイオマス・ニッポン総合戦略は、平成14年12月に地球温暖化防止等を目的として国が定めたもの。平成18年3月に見直しを行い、輸送用燃料などへのバイオマスエネルギーの導入促進を強化した。</p> <p>例えば海洋中に存在する微細菌類や海藻等に由来するバイオマスは、種類が多様で地域特性に差がある、季節変動が大きい、塩分・水分を多く含んでいる等の特徴を有している。未利用の部分が多いことから、それらからの有用成分の抽出やエネルギー変換による利用が期待されている。</p>
海里（かいり）	長さの単位。1海里は1,852m。また、船の速さは通常1ノット（1時間で1海里進む速さ）を単位として表す。
科学技術・学術審議会	文部科学大臣の諮問に応じて科学技術の総合的な振興や学術の振興に関する重要事項についての調査審議等を行う文部科学省に置かれている審議会。海洋の開発に関しては、文部科学大臣または関係各大臣の諮問に応じて調査審議等を行う。
科学技術基本計画	平成7年に制定された科学技術基本法に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される科学技術の振興に関する基本的な計画。平成18年度から平成22年度までを期間として平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画では、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」、「人材育成と競争的環境の重視」の2点を基本姿勢とし、「フロンティア分野」等について分野別推進戦略を定めて、計画期間中に集中投資を必要とする「戦略重点科学技術」の選定を行うなど、各分野内の重点化を図ることとしている。
拡散に対する安全保障構想（PSI）	大量破壊兵器等の拡散防止のため、各国が、国際法・各国国内法の範囲内でとりうる措置を実施・検討するための取組。（PSI：Proliferation Security Initiative）。

表3 用語集

用語	説明
拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス)	地域における共通の安全保障上のさまざまな課題を幅広く取り上げるため、ASEAN域内における防衛当局に、我が国を含めたASEAN域外国8か国（米国、豪州、韓国、インド、NZ、中国及びロシア）を「プラス国」として加えた閣僚級会合。
管轄権 (かんかつけん)	国家がその国内法を一定の範囲内にある人、物などに対して具体的に適用し行使する権利。
環境と開発に関するリオ宣言	1992年の国連環境開発会議で採択された行動原則。1972年（昭和47年）のストックホルム会議の「人間環境宣言」に沿い、さらにこれを拡張する形で、全部で27の原則を定立したもの。人類は自然と調和しつつ健康で生産的な生活をおくる資格があること、各国は自国の資源を開発する主権的権利を有するが同時に各国の活動が他国の環境に損害を与えないようにする責任があること、開発の権利の行使は現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たす必要があること、環境保護と開発の一体性、持続可能な開発のために貧困の撲滅に協力して取り組む必要があることなどを示している。
気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	1988年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。(IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change)
旗国 (きこく)	船舶の登録国。
技術経営	研究開発の成果等高度な「技術」に、市場を知り戦略を立て経済的価値に結び付ける「経営」を融合させ、売れる商品やサービスを創出すること。MOT (マネジメント・オブ・テクノロジー) とも呼ばれる。
基礎試錐 (きそしすい)	試錐とは物理探査の結果等を踏まえ、原油やガスの存在の可能性が高い地域を選定し、大型の掘削装置を用いて試掘を行い、地下の地質構造を直接的に把握する調査。基礎試錐とは、特に国が石油天然ガスの基礎的データ取得を目的とした調査 (基礎調査) の中で行う試錐を指す。
基礎物理探査	物理探査とは、地下の岩石や鉱物の物理的性質を利用して、地下構造や有用鉱物等の所在を解明するもので、地震探査、重力探査、磁気探査がある。海洋においては、調査船から海中に弾性波を放射し、海底及び海底下の構造によって返ってきた反射波を解析する地震探査法が主に用いられる。基礎物理探査とは、特に国が石油天然ガスの基礎的データ取得を目的とした調査 (基礎調査) の中で行う物理探査のことを指す。
機能性食品	栄養以外の何らかの生理作用を持つ成分を活かした加工食品。魚介類には、ペプチド、鉄分、DHA等の健康機能性成分が豊富に含まれており、水産物の健康機能が世界的に注目されている。
競争的資金	広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、複数の専門家等による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、実施すべき課題を採択し、研究者等に配分される研究費。
協カメカニズム (マラッカ・シンガポール海峡の)	マラッカ・シンガポール海峡における安全のための沿岸国・利用国・利用者による国際協力の枠組み。平成19年9月にマラッカ・シンガポール海峡に関するシンガポール会議において発足。沿岸国と利用国等の協力促進のための一般的協議の場としての「フォーラム」、沿岸国提案のプロジェクトを支援する利用国等と沿岸国との調整の場としての「プロジェクト調整委員会」、航行援助施設の整備・維持管理に関する「航行援助施設基金」の3つの内容からなる。
漁獲可能量 (TAC) 制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に年間の漁獲量の上限 (TAC) を設定する制度。(TAC : Total Allowable Catch)

表3 用語集

用語	説明
漁獲努力可能量 (TAE) 制度	資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に一定期間・一定区域内における年間の漁獲努力量（隻・日数）の上限（TAE）を設定する制度。（TAE：Total Allowable Effort）
漁業調整委員会	漁業法に基づき、水面の総合的な利用、漁業生産力の発展、漁業の民主化を図るため、漁業者及び漁業従事者を主体として設立される漁業調整機構。海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会の3種類があり、紛争の調整及びその未然防止を図るための指示をすることができる。
漁業調整規則	漁業法及び水産資源保護法に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整のため、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について、都道府県知事が定める規則。
漁場保全の森づくり	漁場環境が悪化している閉鎖的な湾、入江等の背後地の森林・河川流域・海岸等において、栄養塩類の供給、濁水の緩和等に効果的な森づくりを実施する取組。
金属回収技術	鉱床から採掘された鉱石から、有用金属を選択的に取り出す技術。選鉱と製錬の2つの工程がある。選鉱は、鉱石の中から有用鉱物のみを分離回収する工程。製錬は、選鉱された有用鉱物から不純物を取り除いて有用金属を取り出す工程。
グリーンニューディール	自然エネルギーや環境分野への大型投資を通じた景気浮揚策のこと。
経済協力開発機構 (OECD)	経済成長、開発途上国援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とした、市場主義を原則とする先進諸国の集まり。全世界的な広がりを持つ国際機関において、先進諸国が足並みを揃える必要がある場合の調整の場となることもある。OECDには世界の造船業に関する唯一の多国間政策協議の場として「造船部会」が置かれ、日本、欧州各国、韓国等の主要造船国が加盟し、公正な競争条件の確保に関する問題等についての協議を行っている。（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）
経済連携協定 (EPA)	物品の関税やサービス貿易に関わる障壁の撤廃、市場制度や経済活動の一体化等により経済関係の強化を目指し、ある国や地域が海外の国や地域と結ぶ対象分野の広い国際約束。（EPA：Economic Partnership Agreement）
減圧法	メタンハイドレートの生産手法の一つ。地下の低温・高圧下で安定状態にあるメタンハイドレート層の圧力条件を下げることにより、メタンハイドレートを分解させメタンガスの生産を促す手法であり、我が国が開発に取り組んでいるもの。
公海	いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国家の群島水域にも含まれない海のすべての部分（国連海洋法条約第86条）。公海では、航行の自由、漁獲を行う自由、人工島その他の設備を建設する自由、科学的調査の自由等が認められている（公海自由の原則）。
鉱区開放	ある国が自国の領域内の鉱区を国際入札等に付することにより、外資を導入すること。
航行援助施設	灯台、浮標（ブイ）などの船舶の安全な航行を支援する施設。
航路標識	灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設。（航路標識法第1条第2項）

表3 用語集

用語	説明
国際海事機関 (IMO)	船舶の安全及び船舶からの海洋汚染の防止等、海事問題に関する国際協力を促進するための国連の専門機関として、1958年に設立（設立当時は「政府間海事協議機関」。1982年に国際海事機関に改称。）。日本は設立当初に加盟国となり、理事国の地位を保持している。2014年3月末現在、170の国・地域が正式に加盟し、3地域が準加盟国となっている。
国際海洋データ・情報交換システム (IODE)	政府間海洋学委員会の下で、国際間の海洋データ・情報の交換を促進することを目的として設置された国際的な枠組み。（IODE：International Oceanographic Data and Information Exchange）
国際海洋法裁判所	国連海洋法条約に基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争等の司法的解決を任務として、1996年に設立された機関。
国際コンテナ戦略港湾	広域からの貨物集貨や港湾運営会社による一体的な港湾運営を図るとともに、高規格コンテナターミナルの整備等を集中して実施することで、基幹航路の維持・拡大を図ることを目的とした港湾。2010年8月、阪神港及び京浜港を国際コンテナ戦略港湾として選定した。
国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)	日米が中心となり、1995年（平成7年）に開始されたサンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的な枠組み。地球規模でのサンゴ礁モニタリングの推進等を実施する。我が国は、地域会合等を開催することにより、その活動を推進している。（ICRI：International Coral Reef Initiative）
国際バルク戦略港湾	我が国の産業の国際競争力や国民生活を根底から支える国際バルク貨物（穀物、鉄鉱石、石炭）について、その安定的かつ安価な供給を支えるべく、政策手段と投資を集中する港湾。2011年5月、国際バルク戦略港湾の選定を行った。
国連海洋法条約	正式名称は「海洋法に関する国際連合条約」。英語名は"United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS、読み方はアंकロス)”。1982年に第三次国連海洋法会議において採択され、1994年11月に発効した。全17部320条の本文及び9の附属書並びに実施協定からなり、その内容は、領海、公海、排他的経済水域、大陸棚、深海底等多岐にわたる。
国連環境開発会議	ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで1992年6月に開催された、環境と開発を包括的に扱った初めてのサミット。21世紀に向けての行動計画「アジェンダ21」等を採択。通称：地球サミット。
国家基幹技術	国家的な大規模プロジェクトとして第3期科学技術基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術。国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組む技術として、総合科学技術会議により「宇宙輸送システム」、「海洋地球観測探査システム」、「高速増殖炉サイクル技術」、「次世代スーパーコンピュータ」、「X線自由電子レーザー」の5つが選定されている。
コバルトリッチクラスト	海山の斜面や頂部に海水中の金属成分が付着してできたコバルト含有率の高い鉱床。水深1,200～5,500mの海山に分布している。コバルト以外にもマンガン、銅、ニッケル、白金等を含有。我が国では昭和62年度から調査を開始し、周辺海域の海山において鉱床が発見されている。
さ行	
栽培漁業	魚介類は、自然界ではふ化直後の稚仔の減耗率が極めて高いため、人間の管理下で一定の大きさまで育成させた種苗を天然水域に放流し、適切な管理を行い、水産資源の持続的な利用を図ろうとするものである。
採鉱技術 (さいこうぎじゅつ)	地中（海底）から鉱物を含んだ岩石等を採取して地上（海上）に搬出するまでの作業に係る技術。

表3 用語集

用語	説明
里海	人手が適切に加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域を指す概念。里海づくりでは、生態系・物質循環の健全化とふれあいの視点からの取組が、地域住民、漁業者、NPO、行政等の多様な主体の協働により、持続的に行われることが重要とされる。
三次元物理探査	二次元物理探査と同じ原理で、反射波を捉える受信器を付けたケーブルの数を増やすことにより、地下構造を三次元的に把握する探査手法。
暫定水域等 (ざんていすいいきとう)	日韓、日中間で漁業に関する水域の境界の画定について合意が得られていない水域で自国の漁船に対して取締りと管理を行うこととされている水域。日韓間では「暫定水域」、日中間では「暫定措置水域」「以南水域」「中間水域」が設定されている。これらの水域では、協定に基づき設置された共同委員会等を通じて適切な資源管理措置を実施することとされている。
サンドバイパス	海岸の構造物によって砂の移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を、下手側海岸に輸送・供給し、砂浜を復元する工法。これとは逆に、流れの下手側の海岸に堆積した土砂を、侵食を受けている上手側の海岸に戻し、砂浜を復元する工法をサンドリサイクル工法という。
参与会議	総合海洋政策本部に置かれ、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる役割を担う海洋に関する幅広い分野の専門家から構成される有識者会議。
資源外交	エネルギー・鉱物資源の安定供給確保を目的として、政府が資源産出国の政府や国営企業との良好な関係を構築しその関係を強化するとともに、必要に応じ両国の首脳・閣僚間において対話を積極的に行うこと。
資源管理指針	今後の水産資源管理のあり方について国及び都道府県が定める基本の方針であり、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方策を内容とするもの。
資源管理計画	資源管理指針に基づき関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに自主的に作成するもので、資源管理指針に記載された魚種又は漁業種類ごとの資源管理措置について、その規模等を具体的に記した計画。
資源ナショナリズム	自国に存在する資源を自国で管理・開発しようという動き。資源の所有権を強く意識する考えが、民族・国土を重視するナショナリズムに例えられている。
自然公園	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法及び都道府県条例に基づき指定される。国立・国定公園では、公園ごとに保護と利用のための公園計画が定められ、そのための施設整備や地権区分に応じた行為の規制が行われる。
持続可能な開発	「環境と開発に関する世界委員会」（委員長：ブルントラント・ノルウェー首相（当時））が1987年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発とされている。環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものである。
重要自然マップ	東日本大震災後の津波浸水域を中心にした自然環境調査の成果を、地域の復興事業などに活用してもらうことを目的に、自然環境保全上重要と考えられる地域やその取扱い上の留意点等をわかりやすく地図化したもの。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

表3 用語集

用語	説明
商業化	採取技術の開発、資源量の把握により経済的な生産が可能となること。
深海底	大陸棚の外縁の外の海底とその地下。国連海洋法条約は、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下（同条約第1条）と規定する。また、深海底及びその資源は「人類の共同の財産」とされ、いずれの国もこれらについて主権の主張、専有等を行ってはならない（同条約第136,137条）。なお、深海底における「資源」とは、自然の状態で深海底の海底又はその下にあるすべての固体状、液体状又は気体状の鉱物資源（多金属性の団塊を含む。）をいう（同条約第133条）。
政策資源	政府や独立行政法人等政府機関が有する予算・人員・設備等。それが有限であることに着目して用いられる。
生態系	地球上の生物と大気、水、土壌などの要素が網の目のように相互に関係して作り出される物質循環やエネルギーの流れに支えられる「システム」。
政府間海洋学委員会 (IOC)	加盟国の共同活動を通じて、海洋の自然現象及び資源に関する知識を増進させるために科学的調査を促進することを目的として発足した委員会。（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）
生物多様性	地球上のすべての生物に違いがあることをいうもの。森林や川、サンゴ礁など様々なタイプの自然があること（生態系の多様性）、いろいろな種類の生物がいること（種間の多様性）、同じ種でも異なった遺伝子を持つこと（種内の多様性）の3つのレベルでの多様性がある。生物多様性は生命が地球に誕生してからの約40億年に及ぶ進化の結果創り上げられたもので、地球上の全ての生命の存続を支えている。生物多様性を保全し、その構成要素の持続可能な利用等を目的とした国際的枠組みとして「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」がある（1993年発効、日本同年締結）。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、政府が定める生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。わが国では平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、19年、22年の3度にわたり改定が行われた。その後、平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年9月28日に閣議決定された。
世界気候研究計画 (WCRP)	世界気象機関（WMO）、国際科学会議（ICSU）及び政府間海洋学委員会（IOC）のもとで行われている、気候変動予測及び人間活動が気候に及ぼす影響の研究。（WCRP：World Climate Research Program）
世界貿易機関（WTO）	品物やサービスなどの貿易がルールに基づいて円滑に行われることを助け、加盟国間の紛争を解決し、更に自由で公正な貿易を進めるための多国間貿易交渉（ラウンド）を開催することを目的とする国際貿易に関するルールを取扱う唯一の国際機関。1995年設立。（WTO：World Trade Organization）
全球地球観測システム (GEOSS) 10年実施計画	既存及び将来の人工衛星や地上観測などの多様な観測システムを連携し、世界全域を対象とした包括的な地球観測システムを10年間で構築する計画。（GEOSS：Global Earth Observation System of Systems）
船舶が満たすべき安全基準	海上人命安全条約（SOLAS条約）等に基づく、船舶の安全に関する基準。各国政府において、船舶が満たすべき基準として整備される。その基準が遵守されているか確認する検査（船舶検査）を各国が実施すること等により、船舶の安全性が担保される。
船舶自動識別装置	船舶の位置、速力、針路等の情報及び安全に関する情報をVHF（超短波）帯の電波で送受信するもので、船位通報の自動化、運航者の労力軽減及び通信のふくそう化の防止並びに船舶相互の衝突防止等が期待されるシステム。国際航海に従事する旅客船と300トン以上の船舶、国内航海に従事する500トン以上の船舶に搭載が義務付けられている。略称はAIS（Automatic Identification System）

表3 用語集

用語	説明
<p>船舶の設計、建造、運航、解体に関わる各種の基準</p> <p>総合海洋政策本部</p> <p>総合科学技術会議</p>	<p>船舶には、設計、建造、運航の各段階ごとに、船舶そのものの安全、運航の安全、環境の保護、保安確保等に関する様々な基準が適用される。また近年では、船舶が解体されリサイクルされる段階での環境問題等が深刻化していることを受け、船舶やその解体施設等に対して船舶のリサイクルにおける環境汚染問題や労働災害を最小限にするための要件を定めた「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」が2009年5月に採択された。</p> <p>海洋基本法に基づき、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に置かれている組織。すべての国務大臣で構成され、本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び海洋政策担当大臣。①海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務、②関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事務、③その他、海洋に関する重要施策の企画、立案、総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的として、内閣府に設置されている、内閣総理大臣を議長とする会議。政府全体の科学技術に関する総合戦略・資源配分方針等の作成や国家的に重要な研究開発等の評価を行っている。</p>
<h2>た行</h2>	
<p>大水深域</p> <p>大陸棚</p> <p>大陸棚の限界に関する委員会</p> <p>大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書2005年議定書（仮称）</p> <p>地域漁業管理機関</p> <p>地球深部探査船「ちきゅう」</p> <p>低潮線（ていちょうせん）</p>	<p>水深1,000～3,000m級の海域。海外の石油開発では、近年、技術の進展によりメキシコ湾、ブラジル沖等の水深1,000～3,000m級の海域において、石油坑井の掘削や石油の開発生産が行われている。我が国では、これまでこのような水深の海域での開発は皆無に近く、このような水深の海域を一般的に大水深域と呼んでいる。</p> <p>国連海洋法条約は、沿岸国の領海を超える海面下の区域の海底及びその下であって領海基線から200海里（約370km）の距離までのものを当該沿岸国の大陸棚とするとともに、同条約が定める一定の条件の下で200海里を超える大陸棚を設定できる旨規定している（同条約第76条）。沿岸国が延長大陸棚を設定しようとする場合、200海里を超える大陸棚に関する情報を大陸棚限界委員会に提出し（大陸棚延長申請）、その勧告を得た後、当該勧告に基づき、適当な国内手続に従って設定する必要がある。国連海洋法条約上、沿岸国には、大陸棚の探査、天然資源の開発等の主権的権利が認められている（同条約第77条）。向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際法に基づいて合意により行う（同条約第83条）。</p> <p>国連海洋法条約附属書Ⅱに定めるところにより設置される委員会。同条約の締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の専門家21名で構成され、個人の資格で職務を遂行する。同委員会は、大陸棚の外側の限界が200海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータ等を検討し勧告を行う。</p> <p>固定プラットフォームを起点とした一定の不法行為等を犯罪とするもの。2005年10月に改正が採択された。改正議定書は、海洋航行不法行為防止条約2005年議定書（仮称）の発効を条件として、3か国が締結した日の後90日目の日に効力を生じる。2011年3月現在で16か国が締結。2010年7月に発効。</p> <p>ある一定の広がりをもつ水域（例：インド洋）の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。地域漁業管理機関は関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関としては大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）のほか、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）等がある。</p> <p>地球内部の調査を行うために我が国が建造。2005年7月に完成し、海洋研究開発機構（JAMSTEC）が運用している科学掘削船。水深2,500m（将来的には4,000mを目指している）の海底から約7,000mまで掘削できる性能を有している。2007年9月からは、統合国際深海掘削計画（IODP）による最初の研究航海として「南海トラフ地震発生帯掘削計画」（南海掘削）を紀伊半島沖熊野灘において開始した。</p> <p>干満により海面が最も低くなったときの陸地と水面との境界。干出線（かんしゅつせん）ともいう。</p>

表3 用語集

用語	説明
点源負荷対策 (てんげんふかたいさく)	家庭、工場などの特定可能な排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。汚水処理施設の整備、浄化槽の整備や下水道への接続率の向上などがある。
天然ガスハイドレート	天然ガスが水分子に取り込まれ氷状の固体（ハイドレート状態）になっているもので、 -20°C でその状態を維持できる。気体状の天然ガスよりも安全性が高い等のメリットがあり、採取された天然ガスを人工的にハイドレート状態にしたものが、新たな天然ガスの輸送・貯蔵媒体として期待されている。
統合国際深海掘削計画 (IODP)	海洋科学掘削船を用いて深海底を掘削することにより、地球環境変動、地球内部構造、地殻内生命圏等の解明を目的とした研究を行う国際プロジェクト。我が国が提供する地球深部探査船「ちきゅう」のほか、米国が提供するジョイス・レゾリューション号、欧州が提供する特定任務掘削船（MSP）の複数の科学掘削船を用い、科学目標を達成するための研究を行っている。（IODP：Integrated Ocean Drilling Program）
特定貨物輸入拠点港湾	ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進を図るため、一定の要件を満たす輸入拠点として機能をもつべき港湾。2013年12月、小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定した。
な行	
内航	本邦の各港間の航海。
二次元物理探査	海底の科学的調査や資源調査において、探査船に搭載されたエアガンと呼ばれる音源から音波を発生し、受信器を着けたケーブルを用いて海底面や地層の境界に当たってかえってきた反射波を捉え解析することで地下構造を二次元的に把握する探査手法。
日本海洋データセンター（JODC）	国内の海洋調査機関によって得られた一定の海洋データを収集・管理し、国内外へ提供する機関。海上保安庁が運営している。（JODC：Japan Oceanographic Data Center）
日本型食生活	昭和50年代に実現していた食生活で、日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れているだけでなく、日本各地で生産されている農林水産物を多彩に盛り込んでいるもの。
は行	
排他的経済水域	領海に接続する水域（国連海洋法条約第55条）。領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて拡張してはならない（同条約第57条）。排他的経済水域における沿岸国の権利として、天然資源（生物・非生物資源）の探査、開発等の主権的権利、構築物等の設置・利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権等を規定（同条約第56条）。向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために国際法に基づいて合意により行う（同条約74条）。
船用工業製品	エンジン、プロペラ（スクリュー）などの推進用機器、クレーンなどの荷役機械、レーダーなどの航海用機器、救命ボートなどの救命機器など、船舶を構成する機器類の総称。
発光ダイオード集魚灯	小電力で長寿命というメリットを持つ発光ダイオードを使用した、いか釣り漁船の集魚灯。燃費の大幅な節約による経営改善のほか、紫外線や騒音の解消による労働環境の改善、二酸化炭素等の排出抑制等の効果が見込まれる。

表3 用語集

用語	説明
バラスト水	<p>船舶を空荷で運航する場合等に、船体が不安定になるのを抑える等安全を確保するために、「おもし」として積載する海水。目的地に到着後、貨物等を積込む時に排出されるため、バラスト水に混入した生物が世界中に拡散し、本来の生息地ではない場所で大繁殖することにより生態系の破壊、経済活動への被害、人の健康被害等を発生させることがある。</p> <p>そのため、国際海事機関（IMO）では、船舶がバラスト水を排出する前に浄化処理することを求める「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」を2004年2月に採択した。</p> <p>我が国においても、第186回国会において、同条約の締結が承認され、条約の実施に必要な国内法制の整備を内容とする「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第73号）が成立した。また、2014年10月に同条約を締結した。</p>
非在来型の天然ガス資源	<p>商業的に採取が可能な天然ガスに対して、効率的・採算的な採取が困難なことから、これまで商業的採取がされていない天然ガス資源をいう。メタンハイドレートの他に、頁岩に貯留されるシェールガス、石炭に吸着されるコールベッドメタンなどがある。</p>
非特定汚染源	<p>工場・事業場や家庭からの排水などと異なり、汚濁物質の排出ポイントが特定しにくい市街地、農地、山林等の負荷の発生源。</p>
貧酸素水塊 (ひんさんすいかい)	<p>溶存酸素濃度が極度に低下した水塊。海域の底層において、富栄養化により増殖したプランクトンの死骸や海域に流入する有機物を分解する際に微生物が酸素を大量に消費することで、溶存酸素濃度が極端に低下する。水生生物が長時間接することで死滅する等の被害が出ることもある。</p>
不審船に係る共同対処マニュアル	<p>防衛庁（当時）と海上保安庁とが、平成11年12月に、不審船に係る具体的な連携について策定したマニュアル。平成11年3月23日に発生した能登半島沖不審船事案を受けて、不審船が発見された場合の情報連絡体制や初動対処要領、自衛隊への海上警備行動の発令前後における役割分担（共同対処要領）などを規定。</p>
フロンティア分野	<p>「重点推進4分野」（特に重点的に研究開発を推進すべき分野）とともに第3期科学技術基本計画に位置づけられている、「推進4分野」（国の存立にとって基盤的であり国として取り組むことが不可欠な研究開発課題を重視して研究開発を推進する分野）の一つ。</p> <p>本分野では、衛星による通信・測位、地球観測・監視等の宇宙利用、多様な資源・空間を有する海洋利用等により、国民生活の安全・安心と質の向上、経済社会の発展、我が国の総合的な安全保障や地球・人類の持続的発展などへの貢献を目指す。</p>
便宜置籍船 (べんぎちせきせん)	<p>船主が船籍を便宜的に外国に登録した船舶。税負担が少なく、船員関係の運航上の規制が緩やかで、賃金の安い外国人船員を雇用することができるパナマやリベリアなどの国に置籍される例が多い。</p>
北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）	<p>海洋環境の保全のため国連環境計画（UNEP）が進めている地域海計画の一つ。日本海及び黄海を対象とし、1994年（平成6年）に日本、中国、韓国及びロシアの4カ国により採択された。その事務局機能を果たすRCU（地域調整ユニット）が、日本（富山）及び韓国（釜山）に2004年（平成16年）に設置された。（NOWPAP：NOrthWest Pacific Action Plan）</p>
ポート・ステート・コントロール（PSC）	<p>外国籍の船舶が入港した際、寄港国の機関がその船舶に立ち入り、船舶の構造・設備、海洋汚染防止機器及び船員の資格要件並びに労働環境等が国際条約に適合しているかどうか検査する制度。</p>
ま行	
みなとオアシス	<p>地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、港湾管理者等からの申請に基づき、国土交通省地方整備局長等が認定・登録したものをいう。</p>

表3 用語集

用語	説明
メタンハイドレート 面源負荷対策 (めんげんふかたいさく)	<p>低温高圧の条件下で、水分子にメタン分子（天然ガス）が取り込まれ、氷状になっているもの。非在来型の化石燃料として将来の実用化が期待されている。また、我が国周辺の南海トラフ等にも、相当量の賦存が見込まれており、新たな国産エネルギー資源になりうるとして期待されている。</p> <p>市街地、農地など面的な広がりを持つ排出源からの汚濁負荷を低減させるための対策。路面の清掃や雨水の地下浸透促進、施肥量の適正化、農業用ため池の活用などがある。</p>
<h2>や行</h2>	
予防的な対策	<p>地球サミットにおいて採択されたりオ宣言の中で述べられた「予防的な取組方法（Precautionary approach）」では、「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可避免的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」とされている。同サミット後、世界各国が様々な施策を実施する際には、この原則に基づいた予防的な取組方法が基本的な考え方となっている。</p>
<h2>ら行</h2>	
ライザー掘削 離岸堤 (りがんてい) 領海 ロンドン議定書	<p>海底の掘削孔から海面上の設備までを連結したパイプ（ライザーパイプ）の中をドリルパイプが通る二重管構造での掘削方法。ライザーパイプと噴出防止装置を用いて、泥水循環掘削（泥水で孔壁を保護し、地層圧力とバランスを取りながら行う掘削）を行うことで、掘削孔の崩れを防ぎ、より深くまで安定して掘削することを可能とする。</p> <p>波の勢いを弱めるため、あるいは海岸に砂を蓄えることを目的として、海岸から離れた沖合いに海岸線と平行に設置される構造物。</p> <p>領土若しくは内水又は群島国の場合にはその群島水域に接続する水域。沿岸国の主権が及ぶ。国連海洋法条約第3条では、「基線から測定して12海里を超えない範囲」でその幅を定める権利が認められている。我が国は、原則、基線からその外側12海里の線までを領海の範囲としている（領海及び接続水域に関する法律）。</p> <p>陸上において発生した廃棄物等の海洋投棄による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約の内容を改正・強化した議定書。廃棄物の海洋投棄を原則禁止とするとともに、投棄可能な廃棄物についてもその環境影響についての事前の検討等を求めている。正式名称は「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」。1996年（平成8年）に採択、2006年（平成18年）に発効。</p>
<h2>アルファベット</h2>	
AIS ASEAN地域フォーラム EPA	<p>「船舶自動識別装置」を参照。</p> <p>1994年から開始されたアジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。ASEANを中核としている。政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。外交当局と国防・軍事当局の双方の代表が出席。毎年夏に開催される閣僚会合（外相会合）を中心とする一連の会議の連続体。①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。徐々にその参加国を拡大しつつ、平成22年4月現在では26カ国及びEUが参加している。</p> <p>「経済連携協定（EPA）」を参照。</p>

表3 用語集

用語	説明
GEOSS	「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」を参照。
ICRI	「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」を参照。
ILO海上労働条約	船員の雇用条件、居住設備、医療・福祉、社会保障等に係る国際的な基準を確立することにより、船員の労働環境の向上及び海運における公平な競争条件の確保を図ることを目的とする、既存の60を超える条約等を統合した国際条約。対象範囲が広く、例えば、時間外労働を含めて1日14時間まで、7日間72時間までといった労働時間の限度等の具体的な基準や、寄港国が外国船舶に立ち入って条約の遵守について監督することを認めるといった執行面の規定が含まれる。2006年2月に採択、2013年8月に発効（日本は2013年8月に締結）。
IOC	「政府間海洋学委員会（IOC）」を参照。
IODE	「国際海洋データ・情報交換システム（IODE）」を参照。
IODP	「統合国際深海掘削計画」を参照。
IPCC	「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」を参照。
IMO	「国際海事機関（IMO）」を参照。
JODC	「日本海洋データセンター（JODC）」を参照。
MARPOL条約	「海洋汚染防止条約（MARPOL条約）」を参照。
NOWPAP	「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」を参照。
OECD	「経済協力開発機構（OECD）」を参照。
PSC	「ポート・ステート・コントロール(PSC)」を参照。
PSI	「拡散に対する安全保障構想（PSI）」を参照。
ReCAAP	「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）」を参照。
SOLAS条約	「海上人命安全条約(SOLAS条約)」を参照。
TAC	「漁獲可能量（TAC）制度」を参照。
TAE	「漁獲努力可能量（TAE）制度」を参照。
WCRP	「世界気候研究計画（WCRP）」を参照。
WTO	「世界貿易機関（WTO）」を参照。

表4 平成25年4月1日から平成26年12月12日までに成立した法律・政令

府省	局	名称	概要	公布	施行
国土交通省	港湾局	港湾法の一部を改正する法律	非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路や船舶の待避場所として開発・保全できる航路の指定を行えることとするとともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講ずる。	平成25年6月5日	平成25年12月1日
国土交通省	海事局 海上保安庁	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法	海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物質であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けた警備会社により実施される警備について、一定の要件を満たす警備員が小銃を所持した警備を行うことができることとする等の所要の措置を講ずる法律である。概要は以下のとおり。 凶悪な海賊行為が多発している海域を航行する原油タンカー等において、小銃（ライフル銃）を所持した民間警備員による警備の実施を認めるため、銃刀法の特例等を規定。	平成25年11月20日	平成25年11月30日
国土交通省	国土政策局	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律	奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、その振興開発を進めるため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の法期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、交付金制度の創設等の所要の措置を講ずる。	平成26年3月31日	平成26年4月1日
国土交通省	港湾局	港湾法の一部を改正する法律	国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、大規模地震発生時における船舶の交通を確保するため、耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等の改良に要する資金について、無利子貸付制度を創設する措置を講ずる。	平成26年5月1日	平成26年7月1日
国土交通省 農林水産省	水管理・国土保全局 港湾局 農村振興局 水産庁	海岸法の一部を改正する法律	防災・減災対策の強化及び適切な海岸管理を進めるため、堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等を海岸保全施設に位置付けるとともに、海岸保全施設の維持・修繕基準の創設、水門・陸閘等に関する操作規則等の策定の義務付け及び操作従事者等に対する損害補償規定の整備等の所要の措置を講ずる。	平成26年6月11日	平成26年8月10日 平成26年12月10日
法務省	入国管理局	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律	クルーズ船入港時の入国審査手続を迅速・円滑化し、観光立国の推進に寄与するため、クルーズ船の外国人乗客を対象とする新たな特例上陸許可である船舶観光上陸許可制度を創設。	平成26年6月18日	平成27年1月1日
国土交通省 環境省	総合政策局 海事局 水・大気環境局	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出禁止、処理設備の設置義務付け等の所要の措置を講ずる。	平成26年6月18日	一部の規定を除き、条約が我が国について効力を生ずる日（未施行）
国土交通省 環境省	総合政策局 海事局 水・大気環境局	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、所要の改正を行う。	平成26年9月3日	一部の規定を除き、条約が我が国について効力を生ずる日（未施行）
内閣官房 外務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	総合海洋政策本部事務局 国際法局 水産庁 資源エネルギー庁 海上保安庁	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令	大陸棚限界委員会から大陸棚延長を認める勧告を受けた海域のうち、条件が整った四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域について延長大陸棚を定める。	平成26年9月12日	平成26年10月1日
農林水産省 国土交通省 国家公安委員会（警察庁）	水産庁 海上保安庁 生活安全局	外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律	我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する。	平成26年11月27日	平成26年12月7日